

## 不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行っている場合の指導要録上の出欠の取扱い等について

### 背景

不登校児童生徒の中には、

- ・家庭にひきこもりがちであるため、十分な支援が行き届いていない
- ・不登校であることによる学習の遅れなどが、学校への復帰や中学校卒業後の進路選択の妨げになっている

者がおり、このような者に対する支援が求められている。

### 対応

不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用して行った学習活動について、校長は指導要録上出席扱いとすることができる（その学習活動が学校復帰に向けての取組であり、不登校児童生徒の自立を助ける上で有効・適切であると判断する場合）

家庭にひきこもりがちな不登校児童生徒の学校復帰  
社会的自立に向けた進路選択 を支援

### 出席扱いの要件

- 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係があること
- ITや郵送、FAXなどの通信方法を活用した学習活動であること
- 訪問等による対面の指導が適切に行われること
- 計画的な学習プログラムであること
- 校長が対面指導や学習活動の状況を十分に把握していること
- 学校外の公的機関等で相談・指導を受けられないような場合に行う学習活動であること

#### 【留意事項】

- ・出席扱いすることが不登校の悪化につながらないように留意
- ・個人情報や著作権の保護、有害情報へのアクセスの防止
- ・専門家以外の者が対面指導を行う場合には、事前の研修等を行う
- ・出席扱いとすることができる日数は規程等の作成により判断

(11) 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について

平17.7.6 17文科初第485号 各都道府県教育委員会、各指定都市教育委員会、各都道府県知事、付属学校を置く各国立大学法人学長あて 文部科学省初等中等教育局長通知

このたび、別添のとおり、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」（平成17年文部科学省令第38号）、「学校教育法施行規則の規定によらないで教育課程を編成することができる場合を定める件」（平成17年文部科学省告示第98号）及び「教育課程に関し学校教育法施行規則の規定によらない場合における高等学校又は中等教育学校の後期課程の全課程の修了の認定について定める件」（平成17年文部科学省告示第99号）が平成17年7月6日に公布、同日に施行されるとともに、「不登校児童生徒等を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校に関する指定要項」（文部科学大臣決定。以下「指定要項」という。）が同日に決定されました。

今回の改正又は制定の趣旨、内容及び留意事項は、下記のとおりですので、十分御了知いただくようお願いします。

また、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村に、各都道府県知事におかれては、所轄の学校及び学校法人に対して、このことを十分周知されるようお願いします。

記

第1 趣旨

今回の改正又は制定の趣旨は、不登校児童生徒等の実態に配慮した特別の教育課程を編成する必要があると認められる場合、特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成することができるようにするものであり、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第2条第3項に規定する規制の特例措置である「不登校児童生徒等を対象とした学校設置に係る教育課程弾力化事業」を、同法の定める手続によらずに実施できることとするものであること。

第2 内容

1 学校教育法施行規則及び告示関係

- (1) 学校生活への適応が困難であるため相当の期間小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校（以下「小学校等」という。）を欠席していると認められる児童生徒、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）を退学し、その後高等学校に入学していないと認められる者又は高等学校の入学資格を有するが、高等学校に入学していないと認められる者（以下「不登校児童生徒等」という。）を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると文部科学大臣が認める場合、教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成して教育を実施することができることとする。 （学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）第26条の3、第57条の4関係）
- (2) 教育課程の基準によらないで教育課程を編成することができる場合は、文部科学大臣が、不登校児童生徒等の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認めて小学校等を指定する場合とすること。 （文部科学省告示第98号関係）
- (3) 施行規則第63条の2ただし書の規定に基づき、教育課程に関し同令の規

定によらない場合における高等学校の全課程の修了の認定について、特別の教育課程を編成して教育を実施する高等学校の指定に係る実施計画に従った教科若しくは科目又はこれらに準ずるものを履修し又は習得した生徒について行うものとする。こと。（文部科学省告示第99号関係）

(4) その他所要の規定の整備を行うこと。

## 2 指定要項関係

不登校児童生徒等を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する小学校等に関し、以下の項目について指定要項において定めること。

- ① 趣旨
- ② 小学校等の指定
- ③ 実施
- ④ 報告の依頼等
- ⑤ 実施計画の変更
- ⑥ 文部科学大臣の是正措置等
- ⑦ 経過措置（指定要項の決定の際現に構造改革特別区域法第4条第8項の規定による内閣総理大臣の認定を受けて特別の教育課程を編成して教育を実施している小学校等に係る経過措置。）

## 第3 留意事項

1 児童生徒について、不登校状態であるか否かは、小学校又は中学校における不登校児童生徒に関する文部科学省の調査で示された年間30日以上欠席という定義が一つの参考となり得ると考えられるが、その判断は小学校等又はその管理機関が行うこととし、例えば、断続的な不登校や不登校の傾向が見られる児童生徒も対象となり得るものであること。

他方、不登校児童生徒等以外の児童生徒については、特別の教育課程の対象にはなり得ないこと。

2 特別の教育課程とは、憲法、教育基本法の理念を踏まえ、学校教育法に定める学校教育の目標の達成に努めつつ、施行規則の定めにかかわらず編成される教育課程であること。

3 特別の教育課程を実施するにあたっては、不登校児童生徒等の実態に配慮し、例えば不登校児童生徒等の学習状況にあわせた少人数指導や習熟度別指導、個々の児童生徒の実態に即した支援（家庭訪問や保護者への支援等）、学校外の学習プログラムの積極的な活用など指導上の工夫をすることが望ましいこと。

4 (1) 市町村が新たに設置する高等学校若しくは中等教育学校又は学校法人が新たに設置する小学校、中学校、高等学校若しくは中等教育学校において特別の教育課程を編成して教育を実施することを希望する場合、当該学校の設置認可の前に、特別の教育課程を編成して教育を実施する必要がある学校として指定を受ける必要があること。

(2) 市町村が新たに設置する高等学校若しくは中等教育学校又は学校法人が新たに設置する小学校、中学校、高等学校若しくは中等教育学校について、文部科学大臣が指定をした際には、文部科学省はその旨を速やかに、当該学校の設置認可権者（市町村立の高等学校又は中等教育学校については都道府県教育委員会、私立の小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校については都道府県知事）に対して通知することとしているので、その旨留意すること。

5 指定を受けた小学校等については、文部科学省ホームページにおいて公表するものであること。

高等学校の全日制課程及び定時制課程における不登校生徒に対する  
通信の方法を用いた教育による単位認定について

平成21.3.31 20文科初第8077号  
各都道府県教育委員会教育長，各指定都市教育  
委員会教育長，各都道府県知事，附属学校を置  
く各国立大学法入学長，構造改革特別区域法第  
12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長  
文部科学省初等中等教育局長通知

不登校児童生徒への対応に当たっては、平成15年5月16日付け文科初第255号「不登校への対応の在り方について」を始めとする一連の通知等を踏まえ、関係者において、これまでも様々な努力がなされているところですが、このたび、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）第86条に基づく指定を受けることにより、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の全日制の課程及び定時制の課程において、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間高等学校を欠席していると認められる生徒（以下「不登校生徒」という。）を対象として、通信の方法を用いた教育により、一定の範囲内において単位認定を行うことができることとしました。趣旨、内容及び留意事項は、下記のとおりですので、十分御了知いただくようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれては、所管の高等学校及び指定都市を除く域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の高等学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、このことを十分周知されるとともに、必要な指導等をお願いいたします。

なお、本通知は、構造改革特別区域基本方針に基づく特例措置において認定されたものを全国的に実施できることとしたものであり、平成16年3月30日付け15文科総第248号「構造改革特別区域基本方針（平成16年2月24日閣議決定）に基づく特例措置について（通知）」の記2については、今後、本通知によることとします。

## 記

### 第1 趣旨

高等学校の全日制の課程及び定時制の課程に在籍している不登校生徒の中には、学習意欲はありながら登校できないために、原級留置、転学、中途退学をせざるを得ない者もあり、このような生徒に対する学習の機会の充実が求められている。このような生徒を対象として、通信の方法を用いた教育により単位認定を行うことを一定の範囲内で認めることにより、学習意欲はありながら登校できない生徒が、原級留置、転学、中途退学することなく不登校状態を解消し、卒業することができるようになることが期待される。

このため、施行規則第86条に基づく指定を受けることにより、高等学校の全日制の課程及び定時制の課程において、不登校生徒を対象として、通信の方法を用いた教育により単位認定を行うことができることとする。

### 第2 内容

1 高等学校の全日制の課程及び定時制の課程において、不登校生徒を対象として、高等学校学習指導要領（平成11年文部省告示第58号）第1章第8款（通信制の課程における教育課程の特例）に定める各教科・科目の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数の取扱い等（ラジオ放送、テレビ放送その他の多様なメディアを利用して行う学習を取り入れた場合の取扱いを含む。）に準じた特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると文部科学大臣が認める場合においては、通信の方法を用いた教育により単位認定を行うことを36単位を上限として認めることとする。

2 1の措置が認められる場合は、施行規則第86条、「学校教育法施行規則の規定によらないで教育課程を編成することができる場合を定める件」（平成17年文部科学省告示第98号）、「教育課程に関し学校教育法施行規則の規定によらない場合における高等学校又は中等教育学校の後期課程の全課程の修了の認定について定める件」（平成1

7年文部科学省告示第99号)及び「不登校児童生徒等を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校に関する指定要項」(文部科学大臣決定。以下「指定要項」という。)に基づき、文部科学大臣が当該高等学校を指定する場合とすること。

- 3 指定要項について所要の改正を行うとともに、その際現に構造改革特別区域法第4条第8項の規定による内閣総理大臣の認定を受けて、構造改革特別区域基本方針に基づく「高等学校全日制課程において不登校状態にある生徒に対するIT等の活用による学習機会拡大事業」に係る規制の特例措置の適用を受けている高等学校について、経過措置を設けることとすること。

### 第3 留意事項

- 1 通信の方法を用いた教育を実施する体制が不十分である場合、生徒の不登校状態が深刻化することや安易な単位認定が行われること、他の生徒に対する教育の質が低下すること等の弊害が生じることが懸念されることから、通信の方法を用いた教育を実施する場合には、全日制の課程及び定時制の課程の教育を実施するために必要な教職員等の体制に加え、あらかじめ、通信の方法を用いた教育を実施するために必要な教職員等の体制を整備することや、通信の方法を用いた教育を実施する場合の具体的な指導計画を作成すること等が必要であること。

その際には、不登校生徒に対する適切な対応のために、あらかじめ、各学校において中心のかつコーディネーター的な役割を果たす教員や、通信の方法を用いた教育を行う教員を明確に位置づけることが必要であるとともに、研修等を通じた各教職員の資質の向上に努めることが望ましいこと。

- 2 今回の措置により認められる通信の方法を用いた教育は、学習意欲はありながら登校できない生徒が、原級留置、転学、中途退学することなく不登校状態を解消し、卒業することができるようにすることを目的としていることから、指導を行うにあたっては、不登校生徒の実態に配慮し、例えば、教職員が生徒の状況に応じて家庭への訪問を行うこと等を通じて、その生活や学習の状況を把握し、生徒本人やその保護者が必要としている支援を行うことや、学校外の関係機関等と積極的な連携を図る等の指導上の工夫を

することが望ましいこと。その際には、生徒が学習意欲を持って主体的に学校に通うことができるよう、自らの生き方や将来に対する夢や目的意識について考えるきっかけを与えることのできる指導を行うことが重要であること。

なお、不登校状態を解消し、卒業することができるようにするという目的に鑑み、学習意欲がない者や不登校状態が解消する見込みのない者、学習成果を評価することができないような者等に対して単位認定を行うような安易な運用が行われることのないよう留意すること。

3 高等学校教育においては、教師との対面を通じての触れ合いや生徒同士の集団活動が極めて大切であると考えられることから、通信の方法を用いた教育を実施する場合であっても、対面による面接指導や集団活動等の機会を十分に確保することが望ましいこと。

4 全日制の課程及び定時制の課程においては、施行規則第97条から第99条まで（定時制の課程については第98条及び第99条。以下同じ。）の規定に基づき、同一の高等学校の通信制の課程又は他の高等学校の通信制の課程を併修した場合等に36単位を上限として単位認定を行うことが認められているが、今回の措置により認められる通信の方法を用いた教育による単位認定についても、全日制の課程及び定時制の課程において、通信の方法を用いた教育により単位認定を行うという点において共通するものであることから、今回の措置における通信の方法を用いた教育により認定することができる単位数は、施行規則第97条から第99条までの規定に基づく単位認定による単位数と合計して36単位までとすること。

5 第2内容2の指定には、一定の審査等の期間を要することに留意すること。なお、審査等の円滑な実施のため、指定を希望する場合には、あらかじめ下記担当まで申請内容について相談を行うことが望ましいこと。

6 その他、平成17年7月6日付け17文科総第485号「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について（通知）」の記第3留意事項1，2，4，及び5について留意すること。



トップ > 教育 > 小学校、中学校、高等学校 > 生徒指導等について > 不登校 > 登校拒否児童生徒が学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用について

## 登校拒否児童生徒が学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用について

登校拒否児童生徒が学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用について

平5. 3. 19 5初中30 各都道府県教育委員会 指導事務主管課長・各都道府県私立学校主管課長・附属学校を置く各国立大学長国立久里浜養護学校長あて 文部省初等中等教育局中学校課長通知

登校拒否問題への対応については、平成4年9月24日付文初中第330号により学校及び教育委員会の取組の充実、関係機関等との連携について一層の努力をお願いしたところですが、この中で、義務教育諸学校の登校拒否児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けるとき、それが学校復帰を前提とし、本人の自立を助けるうえで有効・適切であると校長が判断する場合には、その努力を学校として評価し、指導要録上出席扱いとすることができることとしたところです。

ところで、登校拒否の態様は様々であり、場合によっては、公的機関等において相談・指導を受ける期間が長期に及ぶことも考えられますが、このような児童生徒の通所に要する交通費の負担の軽減措置に関し、関係機関等と協議した結果、このたび別紙のとおり登校拒否児童生徒に対し通学定期乗車券制度が適用されることになりましたのでお知らせします。なお、都道府県教育委員会にあっては、管下の市町村教育委員会に対して、都道府県知事部局及び国立大学にあっては、管下の学校に対して、このことを周知されるよう願います。

(別紙)

### 1 対象となる児童生徒

学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている義務教育諸学校の登校拒否児童生徒で、校長が、「登校拒否問題への対応について」(平成4年9月24日付文初中第330号)に基づき、当該相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができることとした者とする。

### 2 内容

上記1の登校拒否児童生徒が、相談・指導を行う学校外の公的機関や民間施設に通所するため鉄道又は乗合バスに乘車する場合、鉄道については実習用通学定期乗車



券制度による通学定期乗車券が、乗合バスについては通学定期乗車券が発売されること。

### 3 通学定期乗車券の発売手続き

- (1) 鉄道については、登校拒否児童生徒が在籍する学校の校長が、各鉄道事業者の定めるところに基づき、実習用通学定期乗車券制度による通学定期乗車券の発売に必要な申請書の提出等必要な手続きを行うこと。
- (2) 乗合バスについては、登校拒否児童生徒が在籍する学校の校長が、各バス事業者の定めるところに基づき、通学定期乗車券の発売に必要な申請書の提出等必要な手続きを行うこと。
- (3) 具体的な手続きについては、必要に応じ各事業者に問い合わせるなど事務処理に遺漏のないよう留意すること。なお、別添の東日本旅客鉄道株式会社の「実習用通学定期乗車券の取扱方等について」を参考とすること。

### 4 実施期日

本通知による通学定期乗車券制度の適用は、平成5年4月1日より実施されるものであること。

(別添 略)

会見・報道・お知らせ [文部科学省ホームページトップへ](#) [ページの先頭に戻る](#)  
政策・審議会 白書・統計・出版物 申請・手続き 文部科学省の紹介 教育 科学技術・学術 スポーツ  
文化 御意見・お問合せ プライバシーポリシー リンク・著作権について アクセシビリティへの対応について

文部科学省 〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号  
電話番号: 03-5253-4111(代表) 050-3772-4111 (IP 電話代表) 案内図

Copyright (C) Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology

## 登校拒否問題への対応について

平4. 9. 24 文初中330 各都道府県教育  
委員会教育長・各都道府県知事・附属学校を置く  
各国立大学長・国立久里浜養護学校長あて 文部  
省初等中等教育局長通知

児童生徒の登校拒否問題への対応につきましては、関係者において特段の努力が払われているところですが、依然として登校拒否児童生徒の数は増加傾向にあり、憂慮される事態となっております。

文部省としても、これまで、登校拒否児童生徒の全国的な状況の把握に努め、指導資料の作成や教員研修の実施など各種の施策を講じてきたところですが、上記のような状況にかんがみ、平成元年7月に有識者による「学校不適応対策調査研究協力者会議」を発足させ、登校拒否問題への対応に関する基本的な在り方について広く総合的・専門的な観点から検討を願い、本年3月13日に「登校拒否（不登校）問題について」の報告を取りまとめていただいたところです。

文部省としては、この報告の趣旨を踏まえ、今後さらに施策の充実に取り組むこととしておりますが、貴職におかれても、下記により登校拒否問題に対する取組の充実に一層努められるようお願いいたします。なお、都道府県教育委員会にあっては、管下の市町村教育委員会に対して、都道府県知事及び国立大学長にあっては、管下の学校に対して、この趣旨を徹底されるようお願いいたします。

### 記

- 1 登校拒否問題に対応する上での基本的な視点
  - ① 登校拒否はどの児童生徒にも起こりうるものであるという視点に立ってこの問題をとらえていく必要があること。
  - ② いじめや学業の不振、教職員に対する不信感など学校生活上の問題が起因して登校拒否になってしまう場合がしばしばみられるので、学校や教職員一人一人の努力が極めて重要であること。
  - ③ 学校、家庭、関係機関、本人の努力等によって、登校拒否の問題はかなりの部分を改善ないし解決することができること。
  - ④ 児童生徒の自立を促し、学校生活への適応を図るために多様な方法を検討する必要があること。
  - ⑤ 児童生徒の好ましい変化は、たとえ小さなことであってもこれを自立のプロセスとしてありのままに受け止め、積極的に評価すること。
- 2 学校における取組の充実
  - (1) 学校は、児童生徒にとって自己の存在感を実感でき精神的に安心していることのできる場所―「心の居場所」―としての役割を果たすことが求められること。

- (2) 学校は、登校拒否の予防的対応を図るために、児童生徒一人一人の個性を尊重し、児童生徒の立場に立って人間味のある温かい指導が行えるよう指導の在り方や指導体制について絶えず検討を加え、次のような取組を行う必要があること。
- ① 個に応じた指導に努めるなど指導方法、指導体制について、工夫、改善に努めること。
  - ② 児童生徒の自主性、主体性を育みながら、一人一人がたくましく生きていくことのできる力を養っていくこと。
  - ③ 児童生徒が適切に集団生活に適応する力を身に付けることができるように、学級活動等を工夫すること。
  - ④ 主体的な進路選択能力を育成するため、発達段階に応じた適切な進路指導を行うこと。
  - ⑤ 児童生徒の立場に立った教育相談を充実すること。
  - ⑥ 開かれた学校という観点に立って、家庭や地域社会との協力関係を築いていくこと。
- (3) 学校においては、全教職員が登校拒否問題についてあらかじめ十分に理解し、認識を深め、個々の問題の対応に当たって一致協力して取り組むとともに、校内研修等を通じて教職員の意識の啓発と指導力の向上に努めること。また、登校拒否児童生徒への具体的な指導に当たっては、次の点に留意する必要があること。
- ① 登校拒否となる何らかの前兆や症状を見逃さないよう常日頃から児童生徒の様子や変化をみていくことが大切であり、変化に気付いた時は、速やかに適切な対応をとること。
  - ② 登校拒否が長期に及ぶなど、学校が指導・援助の手を差し伸べることもはや困難と思われる状態になる場合もあるが、このような状態に陥りそうな場合には、適切な時期をとらえて、教育センター等の専門機関に相談して適切な対応をとる必要があること。その際、保護者に対し、専門的観点から適切な対応をすることの必要性を助言し、十分な理解を得ることが大切であること。
  - ③ 登校拒否児童生徒が登校してきた場合には、温かい雰囲気のもとに自然な形で迎え入れられるよう配慮するとともに、徐々に学校生活への適応力を高めていくような指導上の工夫を行うこと。

### 3 教育委員会における取組の充実

都道府県及び市町村の教育委員会は、自ら登校拒否問題に対する認識を深めるとともに、それぞれの立場から積極的に施策を展開し、学校における取組が効果的に行われるよう支援する必要があること。その際、次に例示するような方策を含め、多様な方策が検討される必要があること。

- ① 登校拒否問題への適切かつきめ細かな対応を行うため、それぞれの地域の状況に応じ、登校拒否についてのよりの確な実態把握に努めること。
- ② 登校拒否児童生徒の指導の中核となる生徒指導担当者等に対して、登校拒否問題についての専門的、実践的研修を積極的に実施するなど教員研修の効果的な実施に努めること。
- ③ 学校における指導体制を充実させるため、必要に応じた学校への教員の加

配、教育相談等の研修講座を通じての専門的力量をもった教員の育成等の施策を講ずること。

- ④ 教育センター等の教育相談機関の整備や施設・設備、スタッフの充実等を図ること。
- ⑤ 学校以外の場所に登校拒否の児童生徒を集め、その学校生活への復帰を支援するため様々な指導・援助を行う「適応指導教室」について、その設置を推進するとともに、指導員や施設設備等の充実に努めること。
- ⑥ 社会教育施設を利用して行われる登校拒否児童生徒の適応指導のための自然体験活動等の事業の推進を図ること。その際、施設と学校等との連携に配慮すること。
- ⑦ 保護者に対するカウンセリングの実施、保護者同士の懇談会の開催、家庭向けの啓発資料の作成などの保護者への啓発・支援の取組を行うこと。また、すべての家庭に対して登校拒否への関心を高めるよう啓発を行うこと。

#### 4 関係機関等との連携

- (1) 学校においては、教育センター、児童相談所等の関係機関と日頃から連携を図っておくことが大切であること。特に登校拒否の程度が進み学校の指導の限界を超えと思われる場合には、速やかに相談・指導を行う専門の関係機関に協力を求めることも必要であること。
- (2) 相談・指導を行う関係機関としては、適応指導教室、教育センター、児童相談所などの公的機関が適切であるが、公的な指導の機会が得られないあるいは公的機関に通うことも困難な場合で本人や保護者の希望もあり適切と判断される場合は、民間の相談・指導施設も考慮されてよいこと。  
ただし、民間施設での相談・指導を考慮する場合、その性格や活動内容は多種多様であるので学校や教育委員会はその施設の実態を十分把握した上で、本人にとって真に適切かどうか判断する必要があること。
- (3) 学校は当該児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている間の状況を十分フォローアップすることが大切であり、可能な限りその指導状況を把握するなど、相談・指導を他の公的機関等に任せきりにすることのないよう留意すること。
- (4) 義務教育諸学校の登校拒否児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについては、別記によるものとする。

## (別記)

登校拒否児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

### 1 趣旨

登校拒否児童生徒の中には、学校外の施設において相談・指導を受け、学校復帰への懸命の努力を続けている者もあり、このような児童生徒の努力を学校として評価し支援するため、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たす場合に、これら施設において相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができることとする。

### 2 出席扱いの要件

登校拒否児童生徒が学校外の施設において相談・指導を受けるとき、下記の要件を満たすとともに、当該施設への通所又は入所が学校への復帰を前提とし、かつ、登校拒否児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切であると判断される場合に、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

- (1) 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- (2) 当該施設は、教育委員会等が設置する適応指導教室等の公的機関とするが、公的機関での指導の機会が得られないあるいは公的機関に通うことが困難な場合で本人や保護者の希望もあり適切と判断される場合は、民間の相談・指導施設も考慮されてよいこと。

ただし、民間施設における相談・指導が個々の児童生徒にとって適切であるかどうかについては、校長が、設置者である教育委員会と十分な連携をとって判断するものとする。このため、学校及び教育委員会においては、学校不適応対策調査研究協力者会議報告（平成4年3月13日）に別記として掲げられている「民間施設についてのガイドライン（試案）」を参考として、上記判断を行う際の何らかの目安を設けておくことが望ましいこと。

- (3) 当該施設に通所又は入所して相談・指導を受ける場合を前提とすること。

### 3 指導要録の様式等について

上記の取扱いに伴い、平成3年3月20日付け文初小第124号「小学校児童指導要録、中学校生徒指導要録並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部児童指導要録及び中学部生徒指導要録の改訂について」で示した指導要録の様式等について、それぞれ別紙のように改めることとする。

(別紙)

小学校児童指導要録，中学校生徒指導要録並びに盲学校，聾学校及び養護学校の小学部児童指導要録及び中学部生徒指導要録の様式等について

平成3年3月20日付け文初小第124号「小学校児童指導要録，中学校生徒指導要録並びに盲学校，聾学校及び養護学校の小学部児童指導要録及び中学部生徒指導要録の改訂について」の別紙第1から別紙第5までのⅡ記入上の注意のうち〔出欠の記録〕について，それぞれ次のように改める。

(1) 5のなお書きを次のように改める。

「なお，学校の教育活動の一環として児童が運動や文化などにかかわる行事等に参加した場合，及び登校拒否の児童が学校外の施設において相談・指導を受けそのことが当該児童の学校復帰のために適切であると校長が認める場合には，出席扱いとすることができること。」

(2) 7に次のなお書きを加える。

「なお，登校拒否の児童が学校外の施設において相談・指導を受け，そのことが当該児童の学校復帰のために適切であると校長が認める場合には，「出席日数」の内数として出席扱いとした日数及び児童が通所又は入所した適応指導教室等の施設名を記入すること。」

(3) なお，上記(1)及び(2)中「児童」とあるのは，別紙第2及び別紙第4にあつては「生徒」と，別紙第5にあつては「児童又は生徒」とする。

## 《参考》 民間施設についてのガイドライン（試案）

このガイドラインは、個々の民間施設についてその適否を評価するという趣旨のものではなく、登校拒否の児童生徒が民間施設において相談・指導を受ける際に、保護者や学校、教育委員会として留意すべき点を目安として示したものである。

民間施設はその性格、規模、活動内容等が様々であり、民間施設を判断する際の指針をすべて一律的に示すことは困難である。したがって、実際の運用に当たっては、このガイドラインに掲げた事項を参考としながら、地域の実態等に応じ、各施設における活動を総合的に判断することが大切である。

### 1 実施主体について

法人、個人は問わないが、実施者が登校拒否等児童生徒の不応適・問題行動に対して深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること。

### 2 事業運営の在り方について

登校拒否等児童生徒の不応適・問題行動に対する相談・指導を行うことを主たる目的としていること。また、著しく営利本位のものでないこと。

### 3 相談・指導の在り方について

- ① 児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談や指導が行われていること。
- ② 情緒的混乱の登校拒否、情緒障害、非行・問題行動など、相談・指導の対象となる者が当該施設の相談・指導体制に応じて明確にされていること。また、受入れに当たっては面接を行うなどして、当該児童生徒のタイプや状況の把握が適切に行われていること。
- ③ 指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、かつ現に児童生徒のタイプや状況に応じた適切な内容の相談や指導が行われていること。また、我が国の義務教育制度を前提としたものであること。
- ④ 体罰などのゆきすぎた指導が行われていないこと。

### 4 相談・指導スタッフについて

- ① 相談・指導スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不応適・問題行動の問題について知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。
- ② 専門的なカウンセリング等の方法を行うにあつては、心理学や精神医学等、

それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導にあたること。

- ③ 宿泊による指導を行う施設にあつては、生活指導にあたる者を含め、当該施設の活動を行うにふさわしい資質を具えたスタッフが配置されていること。

## 5 施設、設備について

- ① 各施設にあつては、学習、心理療法、面接等種々の活動を行うために必要な施設、設備を有していること。
- ② 特に、宿泊による指導を行う施設にあつては、宿舎をはじめ児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設、設備を有していること。

## 6 学校、教育委員会と施設との関係について

児童生徒のプライバシーにも配慮の上、学校と施設が相互に意見を交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

## 7 家庭との関係について

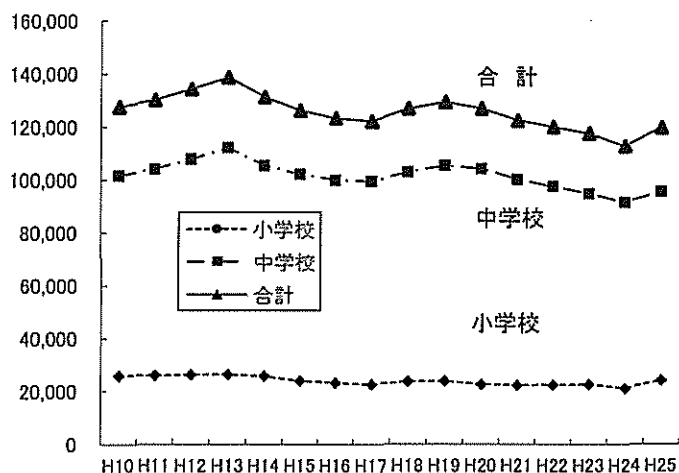
- ① 施設での指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ② 特に、宿泊による指導を行う施設にあつては、たとえ当該施設の指導方針がいかなるものであつても、保護者の側に対し面会や退所の自由が確保されていること。



## 小・中学校における不登校の状況について（概要）

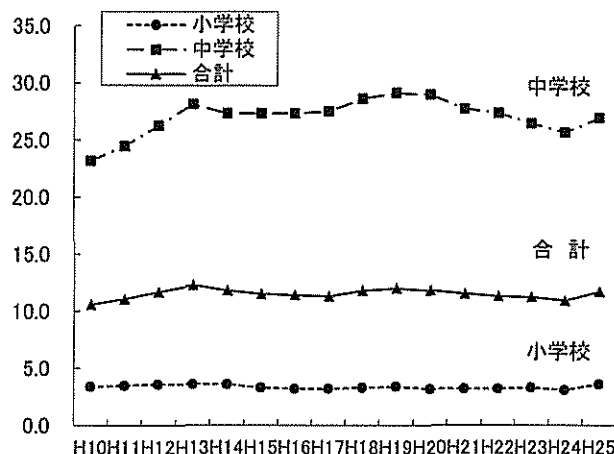
平成25年度において、小・中学校における、不登校児童生徒数は119,617人（前年度112,689人）であり、不登校児童生徒の割合は1.17%（前年度1.09%）である。

不登校児童生徒数の推移



不登校児童生徒の割合の推移

(1,000人当たりの不登校児童生徒数)



	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
小学校	26,017	26,047	26,373	26,511	25,869	24,077	23,318	22,709	23,825	23,927	22,652	22,327	22,463	22,622	21,243	24,175
	3.4	3.5	3.6	3.6	3.6	3.3	3.2	3.2	3.3	3.4	3.2	3.2	3.2	3.3	3.1	3.6
中学校	101,675	104,180	107,913	112,211	105,383	102,149	100,040	99,578	103,069	105,328	104,153	100,105	97,428	94,836	91,446	95,442
	23.2	24.5	26.3	28.1	27.3	27.3	27.3	27.5	28.6	29.1	28.9	27.7	27.3	26.4	25.6	26.9
合計	127,692	130,227	134,286	138,722	131,252	126,226	123,358	122,287	126,894	129,255	126,805	122,432	119,891	117,458	112,689	119,617
	10.6	11.1	11.7	12.3	11.8	11.5	11.4	11.3	11.8	12.0	11.8	11.5	11.3	11.2	10.9	11.7

※ 上段は不登校児童生徒数、下段は1,000人当たりの不登校児童生徒数。

- 不登校児童生徒数が増加した理由について、別途、都道府県教育委員会にアンケート調査を実施したところ、
- ・ 人間関係をうまく構築することができない児童が増えていること
  - ・ 家庭の教育力の低下等により、基本的な生活習慣などが身に付かないことが不登校に結び付くケースが増えていること
  - ・ 無気力で何となく登校しない児童が増えていること
- などが多く挙げられた。

不登校のきっかけとしては、「不安など情緒的混乱」が最も多い。

- 不登校となったきっかけ（カッコ内は不登校児童生徒に対する割合）

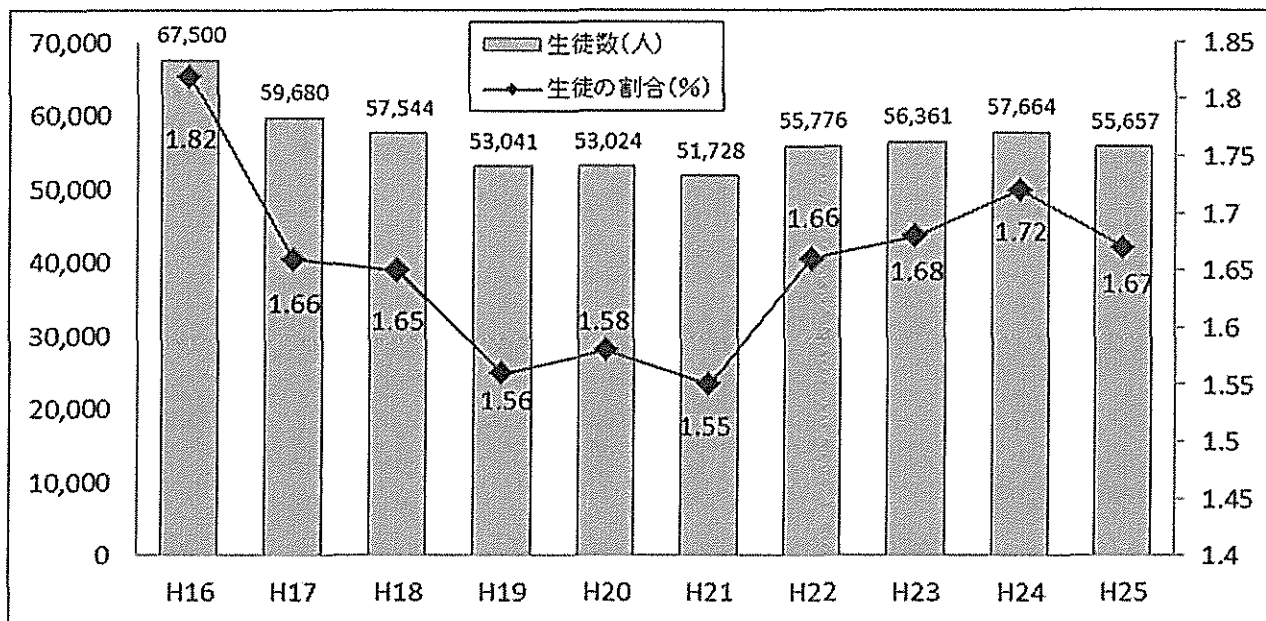
【小・中学校】 順位	①	②	③
	不安など情緒的混乱	無気力	いじめを除く友人関係をめぐる問題
	33,581人(28.1%)	30,613人(25.6%)	17,893人(15.0%)

- 不登校の定義

不登校とは、年度間に30日以上欠席した児童生徒のうち、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）」をいう。

## 高等学校における不登校の状況について（概要）

平成25年度において、高等学校における、不登校生徒数は55,657人（前年度57,664人）であり、不登校生徒の割合は1.67%（前年度1.72%）である。



※ 平成16年度から調査を実施

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
生徒数(人)	67,500	59,680	57,544	53,041	53,024	51,728	55,776	56,361	57,664	55,657
生徒の割合(%)	1.82	1.66	1.65	1.56	1.58	1.55	1.66	1.68	1.72	1.67

○ 不登校生徒数が減少した理由について、別途、都道府県教育委員会にアンケート調査を実施したところ、

- ・ スクールカウンセラーの積極的な活用
  - ・ 各学校において校内研修や事例研究等を積極的に実施
  - ・ 中学校と高等学校との連携の充実
- などが挙げられた。

○ 定時制課程の不登校生徒数は18,011人（前年度18,833人）で、不登校生徒の割合は、16.9%（前年度16.8%）と、全日制課程よりも高い割合となっている。

全日制		定時制		計	
不登校生徒数	(%)	不登校生徒数	(%)	不登校生徒数	(%)
37,646	1.2	<u>18,011</u>	<u>16.9</u>	55,657	1.7

## 5 小・中学校の不登校

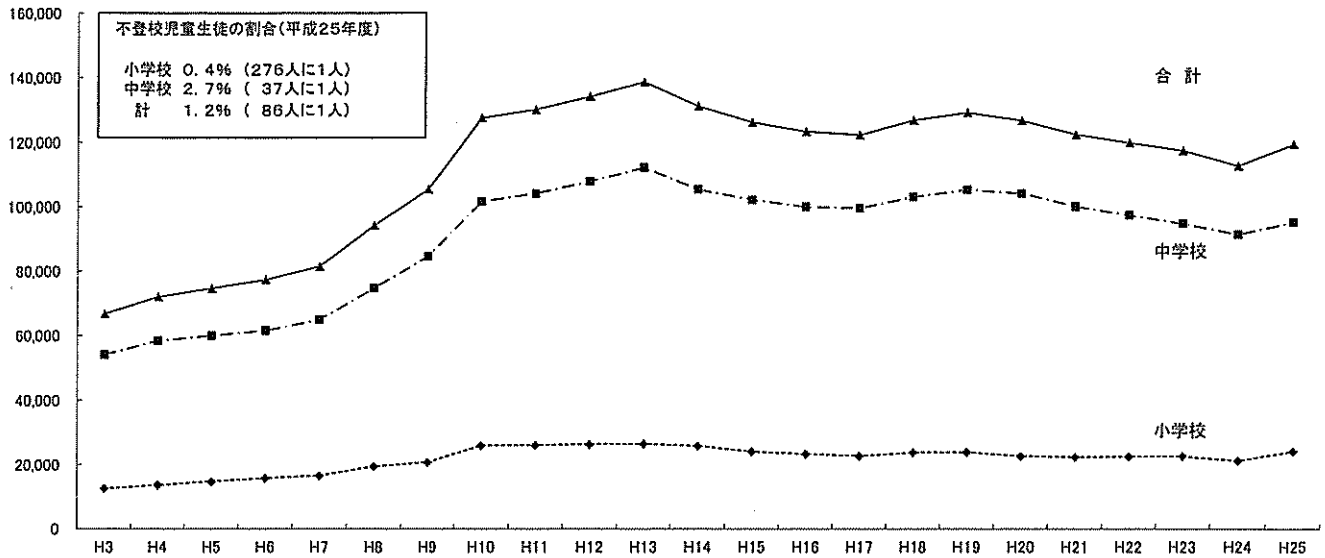
### (5-1) 不登校児童生徒数

区分	小学校			中学校			計		
	(A)全児童数 (人)	(B)不登校児童数 (人) カッコ内 (B/A ×100) (%)	不登校児童数の増▲減率 (%)	(A)全生徒数 (人)	(B)不登校生徒数 (人) カッコ内 (B/A ×100) (%)	不登校児童数の増▲減率 (%)	(A)全児童生徒数 (人)	(B)不登校児童生徒数の合計 (人) カッコ内 (B/A ×100) (%)	不登校児童生徒数の増▲減率 (%)
3年度	9,157,429	12,645 (0.14)	-	5,188,314	54,172 (1.04)	-	14,345,743	66,817 (0.47)	-
4年度	8,947,226	13,710 (0.15)	8.4	5,036,840	58,421 (1.16)	7.8	13,984,066	72,131 (0.52)	8.0
5年度	8,768,881	14,769 (0.17)	7.7	4,850,137	60,039 (1.24)	2.8	13,619,018	74,808 (0.55)	3.7
6年度	8,582,871	15,786 (0.18)	6.9	4,681,166	61,663 (1.32)	2.7	13,264,037	77,449 (0.58)	3.5
7年度	8,370,246	16,569 (0.20)	5.0	4,570,390	65,022 (1.42)	5.4	12,940,636	81,591 (0.63)	5.3
8年度	8,105,629	19,498 (0.24)	17.7	4,527,400	74,853 (1.65)	15.1	12,633,029	94,351 (0.75)	15.6
9年度	7,855,387	20,765 (0.26)	6.5	4,481,480	84,701 (1.89)	13.2	12,336,867	105,466 (0.85)	11.8
10年度	7,663,533	26,017 (0.34)	25.3	4,380,604	101,675 (2.32)	20.0	12,044,137	127,692 (1.06)	21.1
11年度	7,500,317	26,047 (0.35)	0.1	4,243,762	104,180 (2.45)	2.5	11,744,079	130,227 (1.11)	2.0
12年度	7,366,079	26,373 (0.36)	1.3	4,103,717	107,913 (2.63)	3.6	11,469,796	134,286 (1.17)	3.1
13年度	7,296,920	26,511 (0.36)	0.5	3,991,911	112,211 (2.81)	4.0	11,288,831	138,722 (1.23)	3.3
14年度	7,239,327	25,869 (0.36)	▲ 2.4	3,862,849	105,383 (2.73)	▲ 6.1	11,102,176	131,252 (1.18)	▲ 5.4
15年度	7,226,910	24,077 (0.33)	▲ 6.9	3,748,319	102,149 (2.73)	▲ 3.1	10,975,229	126,226 (1.15)	▲ 3.8
16年度	7,200,933	23,318 (0.32)	▲ 3.2	3,663,513	100,040 (2.73)	▲ 2.1	10,864,446	123,358 (1.14)	▲ 2.3
17年度	7,197,458	22,709 (0.32)	▲ 2.6	3,626,415	99,578 (2.75)	▲ 0.5	10,823,873	122,287 (1.13)	▲ 0.9
18年度	7,187,417	23,825 (0.33)	4.9	3,609,306	103,069 (2.86)	3.5	10,796,723	126,894 (1.18)	3.8
19年度	7,132,874	23,927 (0.34)	0.4	3,624,113	105,328 (2.91)	2.2	10,756,987	129,255 (1.20)	1.9
20年度	7,121,781	22,652 (0.32)	▲ 5.3	3,603,220	104,153 (2.89)	▲ 1.1	10,725,001	126,805 (1.18)	▲ 1.9
21年度	7,063,606	22,327 (0.32)	▲ 1.4	3,612,747	100,105 (2.77)	▲ 3.9	10,676,353	122,432 (1.15)	▲ 3.4
22年度	6,993,376	22,463 (0.32)	0.6	3,572,652	97,428 (2.73)	▲ 2.7	10,566,028	119,891 (1.13)	▲ 2.1
23年度	6,887,292	22,622 (0.33)	0.7	3,589,774	94,836 (2.64)	▲ 2.7	10,477,066	117,458 (1.12)	▲ 2.0
24年度	6,764,619	21,243 (0.31)	▲ 6.1	3,569,010	91,446 (2.56)	▲ 3.6	10,333,629	112,689 (1.09)	▲ 4.1
25年度	6,676,920	24,175 (0.36)	13.8	3,552,455	95,442 (2.69)	4.4	10,229,375	119,617 (1.17)	6.1

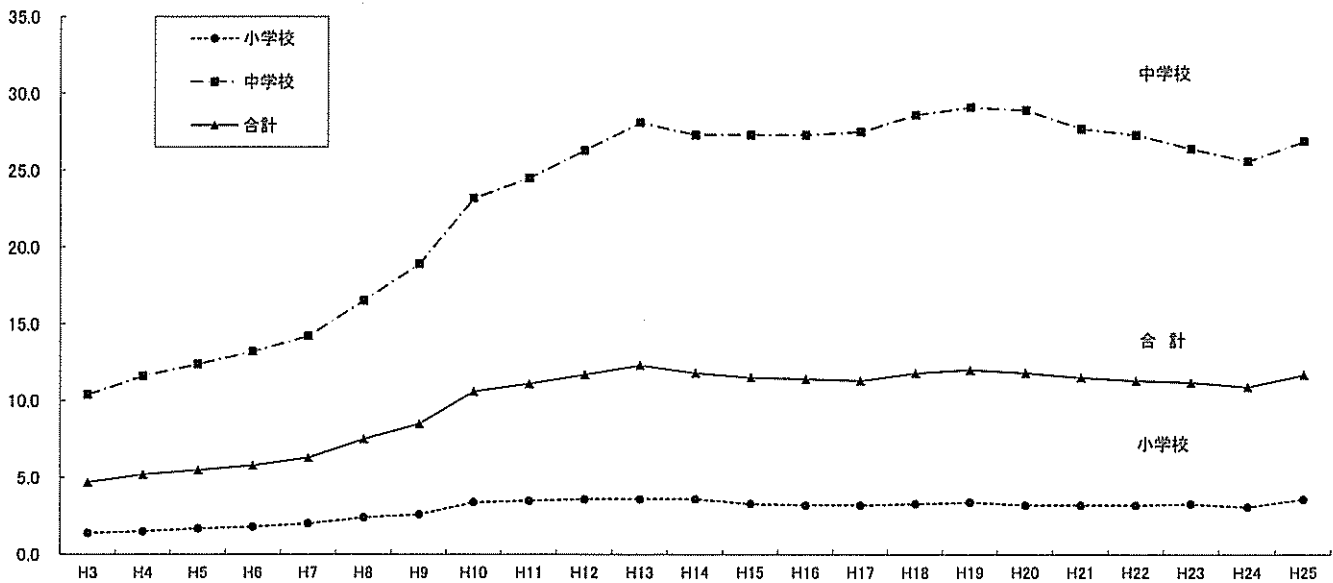
(注1)調査対象:国公立立小・中学校(平成18年度から中学校には中等教育学校前期課程を含む。以下同じ。)

(注2)年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒のうち不登校を理由とする者について調査。不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること(ただし、病気や経済的理由によるものを除く。)をいう。

<参考1> 不登校児童生徒数の推移



<参考2> 不登校児童生徒の割合の推移(1,000人当たりの不登校児童生徒数)



(注) 調査対象：国公立小・中学校（平成18年度から中学校には中等教育学校前期課程を含む。）

(5-2) 不登校児童生徒の在籍学校数

区 分		学校総数 (A) (校)	不登校児童生徒在籍学校数(B) (校)	比率 (%) (B/A×100)
小学校	国立	74	38	51.4
	公立	20,836	9,668	46.4
	私立	221	82	37.1
	計	21,131	9,788	46.3
中学校	国立	77	69	89.6
	公立	9,813	8,193	83.5
	私立	788	591	75.0
	計	10,678	8,853	82.9
計	国立	151	107	70.9
	公立	30,649	17,861	58.3
	私立	1,009	673	66.7
	計	31,809	18,641	58.6

(5-3) 学年別不登校児童生徒数

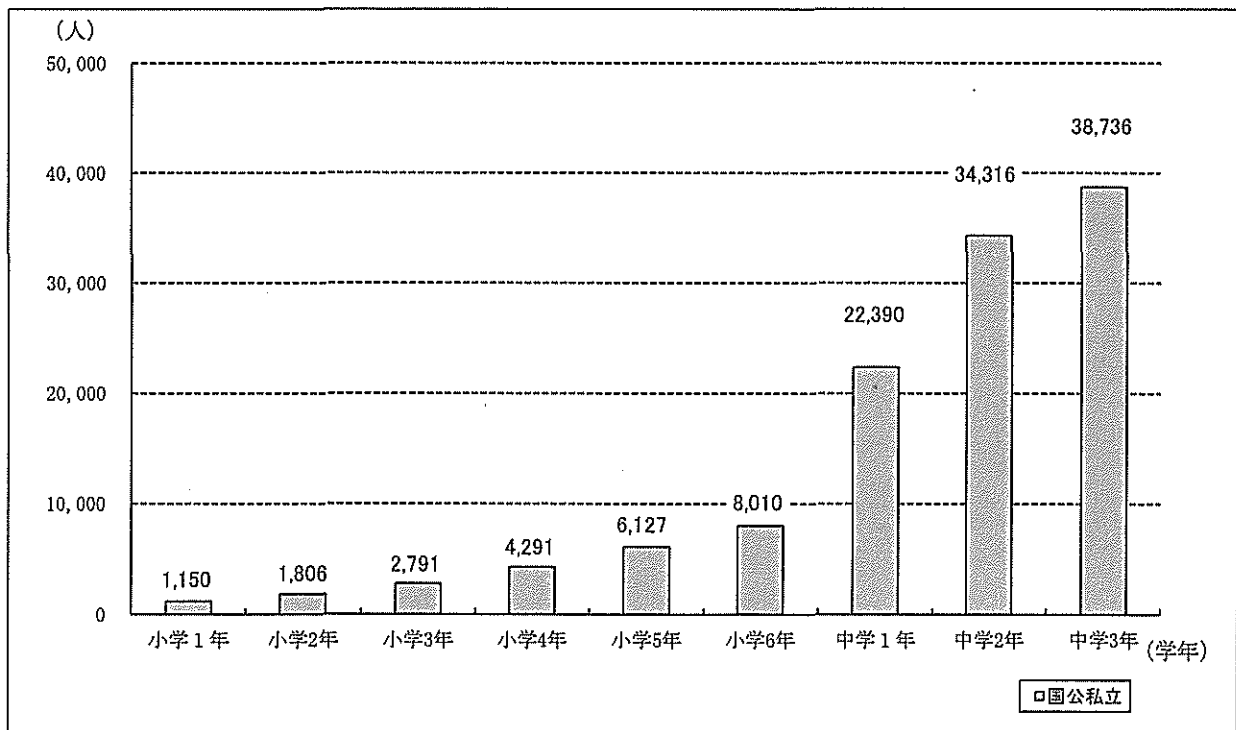
①小学校 (人)

区分	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
国立	0	5	7	11	18	27	68
(男子)	0	4	6	6	13	14	43
(女子)	0	1	1	5	5	13	25
公立	1,146	1,796	2,770	4,251	6,074	7,945	23,982
(男子)	604	969	1,527	2,300	3,160	4,015	12,575
(女子)	542	827	1,243	1,951	2,914	3,930	11,407
私立	4	5	14	29	35	38	125
(男子)	2	3	7	13	18	17	60
(女子)	2	2	7	16	17	21	65
計	1,150	1,806	2,791	4,291	6,127	8,010	24,175
(男子)	606	976	1,540	2,319	3,191	4,046	12,678
(女子)	544	830	1,251	1,972	2,936	3,964	11,497

②中学校 (人)

区分	1年	2年	3年	計
国立	61	108	125	294
(男子)	28	63	62	153
(女子)	33	45	63	141
公立	21,478	32,985	37,339	91,802
(男子)	10,952	16,829	19,714	47,495
(女子)	10,526	16,156	17,625	44,307
私立	851	1,223	1,272	3,346
(男子)	395	581	571	1,547
(女子)	456	642	701	1,799
計	22,390	34,316	38,736	95,442
(男子)	11,375	17,473	20,347	49,195
(女子)	11,015	16,843	18,389	46,247

<参考3> 学年別不登校児童生徒数のグラフ



(5-4) 不登校になったきっかけと考えられる状況

区分	小学校				中学校				計				
	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	計	
学校に係る状況	いじめ	2人 2.9%	402人 1.7%	10人 8.0%	414人 1.7%	6人 2.0%	1,478人 1.6%	43人 1.3%	1,527人 1.6%	8人 2.2%	1,880人 1.6%	53人 1.5%	1,941人 1.6%
	いじめを除く友人関係をめぐる問題	12人 17.6%	2,676人 11.2%	17人 13.6%	2,705人 11.2%	32人 10.9%	14,647人 16.0%	509人 15.2%	15,188人 15.9%	44人 12.2%	17,323人 15.0%	526人 15.2%	17,893人 15.0%
	教職員との関係をめぐる問題	3人 4.4%	883人 3.7%	7人 5.6%	893人 3.7%	10人 3.4%	1,417人 1.5%	54人 1.6%	1,481人 1.6%	13人 3.6%	2,300人 2.0%	61人 1.8%	2,374人 2.0%
	学業の不振	3人 4.4%	1,707人 7.1%	11人 8.8%	1,721人 7.1%	24人 8.2%	8,318人 9.1%	460人 13.7%	8,802人 9.2%	27人 7.5%	10,025人 8.7%	471人 13.6%	10,523人 8.8%
	遅刻にかかる不安	0人 0.0%	89人 0.4%	3人 2.4%	92人 0.4%	14人 4.8%	1,377人 1.5%	82人 2.5%	1,473人 1.5%	14人 3.9%	1,466人 1.3%	85人 2.4%	1,565人 1.3%
	クラブ活動、部活動等への不応	0人 0.0%	35人 0.1%	1人 0.8%	36人 0.1%	5人 1.7%	1,947人 2.1%	76人 2.3%	2,028人 2.1%	5人 1.4%	1,982人 1.7%	77人 2.2%	2,064人 1.7%
	学校のきまり等をめぐる問題	0人 0.0%	143人 0.6%	0人 0.0%	143人 0.6%	0人 0.0%	1,904人 2.1%	31人 0.9%	1,935人 2.0%	0人 0.0%	2,047人 1.8%	31人 0.9%	2,078人 1.7%
	入学、転入学、進級時の不応	0人 0.0%	558人 2.3%	1人 0.8%	559人 2.3%	6人 2.0%	2,577人 2.8%	173人 5.2%	2,756人 2.9%	6人 1.7%	3,135人 2.7%	174人 5.0%	3,315人 2.8%
家庭に係る状況	家庭の生活環境の急激な変化	3人 4.4%	2,297人 9.6%	12人 9.6%	2,312人 9.6%	21人 7.1%	4,207人 4.6%	97人 2.9%	4,325人 4.5%	24人 6.6%	6,504人 5.6%	109人 3.1%	6,637人 5.5%
	親子関係をめぐる問題	9人 13.2%	4,588人 19.1%	20人 16.0%	4,617人 19.1%	34人 11.6%	7,985人 8.7%	393人 11.7%	8,412人 8.8%	43人 11.9%	12,573人 10.9%	413人 11.9%	13,029人 10.9%
	家庭内の不和	2人 2.9%	1,148人 4.8%	5人 4.0%	1,155人 4.8%	14人 4.8%	3,235人 3.5%	141人 4.2%	3,390人 3.6%	16人 4.4%	4,383人 3.8%	146人 4.2%	4,545人 3.8%
本人に係る状況	病気による欠席	1人 1.5%	2,308人 9.6%	15人 12.0%	2,324人 9.6%	30人 10.2%	6,662人 7.3%	442人 13.2%	7,134人 7.5%	31人 8.6%	8,970人 7.7%	457人 13.2%	9,458人 7.9%
	あそび・非行	0人 0.0%	265人 1.1%	0人 0.0%	265人 1.1%	1人 0.3%	9,769人 10.6%	28人 0.8%	9,798人 10.3%	1人 0.3%	10,034人 8.7%	28人 0.8%	10,063人 8.4%
	無気力	13人 19.1%	5,539人 23.1%	13人 10.4%	5,565人 23.0%	48人 16.3%	24,587人 26.8%	413人 12.3%	25,048人 26.2%	61人 16.9%	30,126人 26.0%	426人 12.3%	30,613人 25.6%
	不安など情緒的混乱	31人 45.6%	8,451人 35.2%	59人 47.2%	8,541人 35.3%	85人 28.9%	23,892人 26.0%	1,063人 31.8%	25,040人 26.2%	116人 32.0%	32,343人 27.9%	1,122人 32.3%	33,581人 28.1%
	意図的な拒否	5人 7.4%	1,190人 5.0%	1人 0.8%	1,196人 4.9%	18人 6.1%	4,486人 4.9%	101人 3.0%	4,605人 4.8%	23人 6.4%	5,676人 4.9%	102人 2.9%	5,801人 4.8%
	上記「病気による欠席」から「意図的な拒否」までのいずれにも該当しない、本人に属する問題	6人 8.8%	1,263人 5.3%	3人 2.4%	1,272人 5.3%	6人 2.0%	4,496人 4.9%	132人 3.9%	4,634人 4.9%	12人 3.3%	5,759人 5.0%	135人 3.9%	5,906人 4.9%
	その他	0人 0.0%	1,305人 5.4%	5人 4.0%	1,310人 5.4%	1人 0.3%	1,360人 1.5%	42人 1.3%	1,403人 1.5%	1人 0.3%	2,665人 2.3%	47人 1.4%	2,713人 2.3%
不明	2人 2.9%	383人 1.6%	3人 2.4%	388人 1.6%	8人 2.7%	1,398人 1.5%	121人 3.6%	1,527人 1.6%	10人 2.8%	1,781人 1.5%	124人 3.6%	1,915人 1.6%	

(注1) 複数回答可とする。  
(注2) パーセンテージは、各区分における不登校児童生徒数に対する割合。

(5-5) 不登校児童生徒への指導結果状況

区分		小学校		中学校		計	
		人数(人)	構成比(%)	人数(人)	構成比(%)	人数(人)	構成比(%)
指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒	国立	23	33.8	105	35.7	128	35.4
	公立	7,877	32.8	27,336	29.8	35,213	30.4
	私立	52	41.6	1,027	30.7	1,079	31.1
	計	7,952	32.9	28,468	29.8	36,420	30.4
指導中の児童生徒	国立	45	66.2	189	64.3	234	64.6
	公立	16,105	67.2	64,466	70.2	80,571	69.6
	私立	73	58.4	2,319	69.3	2,392	68.9
	計	16,223	67.1	66,974	70.2	83,197	69.6
うち継続した登校には至らないものの好ましい変化がみられるようになった児童生徒	国立	16	23.5	60	20.4	76	21.0
	公立	4,799	20.0	18,792	20.5	23,591	20.4
	私立	22	17.6	531	15.9	553	15.9
	計	4,837	20.0	19,383	20.3	24,220	20.2

(注)構成比は、各区分における不登校児童生徒数に対する割合。

(5-6) 「指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒」に特に効果のあった学校の措置

区分	小学校				中学校				計				
	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	合計	
学校内での指導の改善工夫	不登校の問題について、研修会や事例研究会を通じて全教師の共通理解を図った。	8 校 21.1 %	2,418 校 25.0 %	19 校 23.2 %	2,445 校 25.0 %	9 校 13.0 %	3,449 校 42.1 %	89 校 15.1 %	3,547 校 40.1 %	17 校 15.9 %	5,867 校 32.8 %	108 校 16.0 %	5,992 校 32.1 %
	全ての教師が当該児童生徒に触れ合いを多くするなどして学校全体で指導にあたった。	7 校 18.4 %	2,270 校 23.5 %	19 校 23.2 %	2,296 校 23.5 %	10 校 14.5 %	3,297 校 40.2 %	102 校 17.3 %	3,409 校 38.5 %	17 校 15.9 %	5,567 校 31.2 %	121 校 18.0 %	5,705 校 30.6 %
	教育相談担当の教師が専門的に指導にあたった。	2 校 5.3 %	1,086 校 11.2 %	8 校 9.8 %	1,096 校 11.2 %	9 校 13.0 %	2,111 校 25.8 %	71 校 12.0 %	2,191 校 24.7 %	11 校 10.3 %	3,197 校 17.9 %	79 校 11.7 %	3,287 校 17.6 %
	養護教諭が専門的に指導にあたった。	5 校 13.2 %	1,516 校 15.7 %	14 校 17.1 %	1,535 校 15.7 %	12 校 17.4 %	2,525 校 30.8 %	105 校 17.8 %	2,642 校 29.8 %	17 校 15.9 %	4,041 校 22.6 %	119 校 17.7 %	4,177 校 22.4 %
	スクールカウンセラー等が専門的に指導にあたった。	9 校 23.7 %	2,337 校 24.2 %	22 校 26.8 %	2,368 校 24.2 %	27 校 39.1 %	4,805 校 58.6 %	254 校 43.0 %	5,086 校 57.4 %	36 校 33.6 %	7,142 校 40.0 %	276 校 41.0 %	7,454 校 40.0 %
	友人関係を改善するための指導を行った。	5 校 13.2 %	2,006 校 20.7 %	18 校 22.0 %	2,029 校 20.7 %	12 校 17.4 %	3,081 校 37.6 %	129 校 21.8 %	3,222 校 36.4 %	17 校 15.9 %	5,087 校 28.5 %	147 校 21.8 %	5,251 校 28.2 %
	教師との触れ合いを多くするなど、教師との関係を改善した。	8 校 21.1 %	2,357 校 24.4 %	21 校 25.6 %	2,386 校 24.4 %	12 校 17.4 %	3,491 校 42.6 %	149 校 25.2 %	3,652 校 41.3 %	20 校 18.7 %	5,848 校 32.7 %	170 校 25.3 %	6,038 校 32.4 %
	授業方法の改善、個別の指導など授業がわかるようにする工夫を行った。	1 校 2.6 %	1,410 校 14.6 %	9 校 11.0 %	1,420 校 14.5 %	8 校 11.6 %	1,866 校 22.8 %	70 校 11.8 %	1,944 校 22.0 %	9 校 8.4 %	3,276 校 18.3 %	79 校 11.7 %	3,364 校 18.0 %
	様々な活動の場において本人が意欲を持って活動できる場を用意した。	6 校 15.8 %	2,354 校 24.3 %	15 校 18.3 %	2,375 校 24.3 %	17 校 24.6 %	2,834 校 34.6 %	85 校 14.4 %	2,936 校 33.2 %	23 校 21.5 %	5,188 校 29.0 %	100 校 14.9 %	5,311 校 28.5 %
	保健室等特別の場所に登校させて指導にあたった。	7 校 18.4 %	2,316 校 24.0 %	18 校 22.0 %	2,341 校 23.9 %	21 校 30.4 %	4,286 校 52.3 %	204 校 34.5 %	4,511 校 51.0 %	28 校 26.2 %	6,602 校 37.0 %	222 校 33.0 %	6,852 校 36.8 %
家庭への働きかけ	登校を促すため、電話をかけたリ迎えに行くなどした。	10 校 26.3 %	3,421 校 35.4 %	32 校 39.0 %	3,463 校 35.4 %	24 校 34.8 %	5,316 校 64.9 %	235 校 39.8 %	5,575 校 63.0 %	34 校 31.8 %	8,737 校 48.9 %	267 校 39.7 %	9,038 校 48.5 %
	家庭訪問を行い、学業や生活面での相談に乗るなど様々な指導・援助を行った。	7 校 18.4 %	2,939 校 30.4 %	15 校 18.3 %	2,961 校 30.3 %	21 校 30.4 %	5,576 校 68.1 %	178 校 30.1 %	5,775 校 65.2 %	28 校 26.2 %	8,515 校 47.7 %	193 校 28.7 %	8,736 校 46.9 %
	保護者の協力を求めて、家族関係や家庭生活の改善を図った。	9 校 23.7 %	2,756 校 28.5 %	22 校 26.8 %	2,787 校 28.5 %	18 校 26.1 %	4,139 校 50.5 %	212 校 35.9 %	4,369 校 49.4 %	27 校 25.2 %	6,895 校 38.6 %	234 校 34.8 %	7,156 校 38.4 %
他の機関との連携	教育相談センター等の相談機関と連携して指導にあたった。	7 校 18.4 %	1,594 校 16.5 %	10 校 12.2 %	1,611 校 16.5 %	11 校 15.9 %	2,735 校 33.4 %	54 校 9.1 %	2,800 校 31.6 %	18 校 16.8 %	4,329 校 24.2 %	64 校 9.5 %	4,411 校 23.7 %
	病院等の医療機関と連携して指導にあたった。	3 校 7.9 %	796 校 8.2 %	3 校 3.7 %	802 校 8.2 %	10 校 14.5 %	1,570 校 19.2 %	96 校 16.2 %	1,676 校 18.9 %	13 校 12.1 %	2,366 校 13.2 %	99 校 14.7 %	2,478 校 13.3 %
その他	0 校 0.0 %	239 校 2.5 %	1 校 1.2 %	240 校 2.5 %	3 校 4.3 %	409 校 5.0 %	23 校 3.9 %	435 校 4.9 %	3 校 2.8 %	648 校 3.6 %	24 校 3.6 %	675 校 3.6 %	
不登校児童生徒在籍学校数	38 校 100.0 %	9,668 校 100.0 %	82 校 100.0 %	9,788 校 100.0 %	69 校 100.0 %	8,193 校 100.0 %	591 校 100.0 %	8,853 校 100.0 %	107 校 100.0 %	17,861 校 100.0 %	673 校 100.0 %	18,641 校 100.0 %	

(注1) 複数回答可とする。

(注2) パーセンテージは各区分における不登校児童生徒在籍学校数に対する割合。



(5-7) 相談・指導等を受けた学校内外の機関等及び指導要録上出席扱いとした児童生徒数、通学定期乗車券制度の適用を受けた児童生徒数

①小・中学校

区分	小学校					中学校				
	学校内外の機関等での相談・指導等を受けた人数					学校内外の機関等での相談・指導等を受けた人数				
	うち「指導要録上出席扱い」の措置をとった人数	うち「指導要録上出席扱い」の措置をとった学校数	うち通学定期乗車券制度適用人数			うち「指導要録上出席扱い」の措置をとった人数	うち「指導要録上出席扱い」の措置をとった学校数	うち通学定期乗車券制度適用人数		
学校外	①教育支援センター (適応指導教室)	国立	3	1	1	0	29	25	16	0
		公立	2,639	1,854	1,473	36	11,535	9,874	4,165	318
		私立	7	1	1	0	97	45	31	3
		計	2,649	1,856	1,475	36	11,661	9,944	4,212	321
	②教育委員会及び教育センター 等教育委員会所管の機関(①を除く)	国立	4	2	2	0	11	6	6	0
		公立	2,907	874	665	13	4,632	2,192	1,002	33
		私立	6	0	0	0	73	17	14	1
		計	2,917	876	667	13	4,716	2,215	1,022	34
	③児童相談所・福祉事務所	国立	5	1	1	0	5	1	1	0
		公立	1,826	269	218	1	3,769	895	577	3
私立		4	0	0	0	53	2	2	0	
計		1,835	270	219	1	3,827	898	500	3	
④保健所, 精神保健福祉センター	国立	0	0	0	0	4	4	1	0	
	公立	210	14	12	0	360	40	34	0	
	私立	0	0	0	0	13	1	1	0	
	計	210	14	12	0	377	45	36	0	
⑤病院, 診療所	国立	15	0	0	0	47	1	1	0	
	公立	2,869	262	210	1	6,468	540	355	4	
	私立	14	1	1	0	771	27	16	1	
	計	2,898	263	211	1	7,286	568	372	5	
⑥民間団体, 民間施設	国立	1	0	0	0	4	2	2	0	
	公立	640	196	174	19	1,286	645	499	67	
	私立	9	2	2	0	105	24	18	2	
	計	650	198	176	19	1,395	671	519	69	
⑦上記以外の機関等	国立	3	0	0	0	1	0	0	0	
	公立	526	69	60	2	1,222	248	148	8	
	私立	1	0	0	0	30	0	0	0	
	計	530	69	60	2	1,253	248	148	8	
(1)上記①~⑦の機関等での相談・指導等を受けた者の実人数 (措置をとった学校実数)	国立	24	3	3	0	93	37	21	0	
	公立	9,272	3,150	2,307	68	25,910	13,563	5,238	413	
	私立	36	4	4	0	1,065	104	68	7	
	計	9,332	3,157	2,314	68	27,068	13,704	5,327	420	
学校内	⑧養護教諭による専門的な指導を受けた人数	国立	17	—	—	—	99	—	—	—
		公立	5,636	—	—	—	17,933	—	—	—
		私立	37	—	—	—	687	—	—	—
		計	5,690	—	—	—	18,719	—	—	—
⑨スクールカウンセラー, 相談員などによる専門的な相談を受けた人数	国立	39	—	—	—	173	—	—	—	
	公立	9,741	—	—	—	34,279	—	—	—	
	私立	57	—	—	—	1,742	—	—	—	
	計	9,837	—	—	—	36,194	—	—	—	
(2)上記⑧, ⑨による相談・指導等を受けた者の実人数	国立	45	—	—	—	213	—	—	—	
	公立	12,601	—	—	—	43,965	—	—	—	
	私立	74	—	—	—	2,026	—	—	—	
	計	12,720	—	—	—	46,204	—	—	—	
(3)上記①~⑦, ⑧, ⑨による相談・指導等を受けていない人数	国立	17	—	—	—	39	—	—	—	
	公立	5,681	—	—	—	28,110	—	—	—	
	私立	34	—	—	—	711	—	—	—	
	計	5,732	—	—	—	28,860	—	—	—	

(注)①~⑨については複数回答であり、(1)、(2)、(3)は実数。

②合計

区分		計						
		学校内外の機関等での相談・指導等を受けた人数(A)						
		不登校児童生徒数における(A)の割合	うち「指導要録上出席扱い」の措置をとった人数(B)	(B)／(A)	うち「指導要録上出席扱い」の措置をとった学校数	うち通学定期乗車券制度適用人数		
学校外	①教育支援センター (適応指導教室)	国立	32	8.8%	26	81.3%	17	0
		公立	14,174	12.2%	11,728	82.7%	5,638	354
		私立	104	3.0%	46	44.2%	32	3
		計	14,310	12.0%	11,800	82.5%	5,687	357
	②教育委員会及び教育センター等教育委員会所管の機関(①を除く)	国立	15	4.1%	8	53.3%	8	0
		公立	7,539	6.5%	3,066	40.7%	1,667	46
		私立	79	2.3%	17	21.5%	14	1
		計	7,633	6.4%	3,091	40.5%	1,689	47
	③児童相談所・福祉事務所	国立	10	2.8%	2	20.0%	2	0
		公立	5,595	4.8%	1,164	20.8%	795	4
		私立	57	1.6%	2	3.5%	2	0
		計	5,662	4.7%	1,168	20.6%	799	4
	④保健所、精神保健福祉センター	国立	4	1.1%	4	100.0%	1	0
		公立	570	0.5%	54	9.5%	46	0
		私立	13	0.4%	1	7.7%	1	0
		計	587	0.5%	59	10.1%	48	0
	⑤病院、診療所	国立	62	17.1%	1	1.6%	1	0
		公立	9,337	8.1%	802	8.6%	565	5
		私立	785	22.6%	28	3.6%	17	1
		計	10,184	8.5%	831	8.2%	583	6
	⑥民間団体、民間施設	国立	5	1.4%	2	40.0%	2	0
		公立	1,926	1.7%	941	43.7%	673	86
		私立	114	3.3%	26	22.8%	20	2
		計	2,045	1.7%	969	42.5%	695	88
	⑦上記以外の機関等	国立	4	1.1%	0	0.0%	0	0
		公立	1,748	1.5%	317	18.1%	208	10
		私立	31	0.9%	0	0.0%	0	0
		計	1,783	1.5%	317	17.8%	208	10
(1)上記①～⑦の機関等での相談・指導等を受けた者の実人数(措置をとった学校実数)	国立	117	32.3%	40	34.2%	24	0	
	公立	35,182	30.4%	16,713	47.5%	7,545	481	
	私立	1,101	31.7%	108	9.8%	72	7	
	計	36,400	39.4%	16,861	46.3%	7,641	488	
学校内	⑧養護教諭による専門的な指導を受けた人数	国立	116	32.0%	—	—	—	—
		公立	23,569	20.4%	—	—	—	—
		私立	724	20.9%	—	—	—	—
		計	24,409	20.4%	—	—	—	—
	⑨スクールカウンセラー、相談員などによる専門的な相談を受けた人数	国立	212	58.6%	—	—	—	—
		公立	44,020	38.0%	—	—	—	—
		私立	1,799	51.8%	—	—	—	—
		計	46,031	38.5%	—	—	—	—
	(2)上記⑧、⑨による相談・指導等を受けた者の実人数	国立	258	71.3%	—	—	—	—
		公立	58,586	48.9%	—	—	—	—
		私立	2,100	60.5%	—	—	—	—
		計	58,924	49.3%	—	—	—	—
(3)上記①～⑦、⑧、⑨による相談・指導等を受けていない人数	国立	56	15.5%	—	—	—	—	
	公立	33,791	29.2%	—	—	—	—	
	私立	745	21.5%	—	—	—	—	
	計	34,592	28.9%	—	—	—	—	

(注)①～⑨については複数回答であり、(1)、(2)、(3)は実数。

(5-8) 学校外の機関等で相談・指導等を受け、指導要録上出席扱いとした児童生徒数(人)

	国立	公立	私立	計
小学校	3	3,150	4	3,157
中学校	37	13,563	104	13,704
計	40	16,713	108	16,861

(5-9) 自宅におけるIT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数(人)

	国立	公立	私立	計
小学校	0	55	3	58
※	0	18	2	20
中学校	1	174	23	198
※	1	102	3	106
計	1	229	26	256
※	1	120	5	126

(注)※の欄は、自宅におけるIT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒のうち、学校外の機関等で相談・指導等を受けた日数についても指導要録上出席扱いを受け、「5-8 学校外の機関等で相談・指導等を受け、指導要録上出席扱いとした児童生徒数」にも計上されている児童生徒数。

## (5-10) 不登校の状態が前年度から継続している児童生徒数

## ①小学校

## 【国立】

区分	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
(A)平成25年度不登校児童数(人)	5	7	11	18	27	68
(B)うち24年度から継続(人)	0	1	3	6	7	17
比率(B/A×100)(%)	0.0	14.3	27.3	33.3	25.9	25.0

## 【公立】

区分	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
(A)平成25年度不登校児童数(人)	1,796	2,770	4,251	6,074	7,945	22,836
(B)うち24年度から継続(人)	509	906	1,472	2,230	3,175	8,292
比率(B/A×100)(%)	28.3	32.7	34.6	36.7	40.0	36.3

## 【私立】

区分	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
(A)平成25年度不登校児童数(人)	5	14	29	35	38	121
(B)うち24年度から継続(人)	0	1	6	11	7	25
比率(B/A×100)(%)	0.0	7.1	20.7	31.4	18.4	20.7

## 【合計】

区分	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
(A)平成25年度不登校児童数(人)	1,806	2,791	4,291	6,127	8,010	23,025
(B)うち24年度から継続(人)	509	908	1,481	2,247	3,189	8,334
比率(B/A×100)(%)	28.2	32.5	34.5	36.7	39.8	36.2

## ②中学校

## 【国立】

区分	1年生	2年生	3年生	計
(A)平成25年度不登校生徒数(人)	61	108	125	294
(B)うち24年度から継続(人)	6	40	60	106
比率(B/A×100)(%)	9.8	37.0	48.0	36.1

## 【公立】

区分	1年生	2年生	3年生	計
(A)平成25年度不登校生徒数(人)	21,478	32,985	37,339	91,802
(B)うち24年度から継続(人)	6,162	16,272	23,215	45,649
比率(B/A×100)(%)	28.7	49.3	62.2	49.7

## 【私立】

区分	1年生	2年生	3年生	計
(A)平成25年度不登校生徒数(人)	851	1,223	1,272	3,346
(B)うち24年度から継続(人)	150	392	517	1,059
比率(B/A×100)(%)	17.6	32.1	40.6	31.6

## 【合計】

区分	1年生	2年生	3年生	計
(A)平成25年度不登校生徒数(人)	22,390	34,316	38,736	95,442
(B)うち24年度から継続(人)	6,318	16,704	23,792	46,814
比率(B/A×100)(%)	28.2	48.7	61.4	49.0

(5-11) 教育委員会が設置する「教育支援センター(適応指導教室)」の状況

区分		機関数(箇所)	指導員数					
			常勤		非常勤		計	
			人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
都道府県が設置	24年度	27	58	50.9	56	49.1	114	100.0
	25年度	36	47	28.8	116	71.2	163	100.0
市町村が設置	24年度	1,279	1,141	25.3	3,368	74.7	4,509	100.0
	25年度	1,250	1,132	26.6	3,127	73.4	4,259	100.0
計	24年度	1,306	1,199	25.9	3,424	74.1	4,623	100.0
	25年度	1,286	1,179	26.7	3,243	73.3	4,422	100.0

## (5-12) 都道府県別不登校児童生徒数(国公立)

都道府県	小学校		中学校		計	1,000人当たりの 不登校児童生 徒数
	不登校児童数	1,000人当たりの 不登校児童数	不登校生徒数	1,000人当たりの 不登校生徒数		
1 北海道	772	3.0	3,280	23.6	4,052	10.1
2 青森県	197	2.9	985	25.6	1,182	11.2
3 岩手県	154	2.3	723	19.7	877	8.5
4 宮城県	490	4.0	2,070	31.7	2,560	13.6
5 秋田県	104	2.2	559	20.6	663	8.8
6 山形県	166	2.8	735	22.8	901	9.8
7 福島県	229	2.3	1,410	24.5	1,639	10.4
8 茨城県	562	3.5	2,303	26.9	2,865	11.7
9 栃木県	361	3.3	1,675	29.7	2,036	12.4
10 群馬県	308	2.8	1,435	24.5	1,743	10.4
11 埼玉県	917	2.4	4,513	23.0	5,430	9.4
12 千葉県	1,086	3.3	3,983	24.0	5,069	10.3
13 東京都	2,407	4.1	8,181	25.9	10,588	11.7
14 神奈川県	2,198	4.7	7,151	29.9	9,349	13.2
15 新潟県	407	3.4	1,698	26.0	2,105	11.5
16 富山県	193	3.4	647	21.3	840	9.6
17 石川県	252	4.0	936	27.7	1,188	12.3
18 福井県	114	2.6	501	21.0	615	9.0
19 山梨県	133	2.9	738	29.8	871	12.4
20 長野県	452	3.8	1,678	26.7	2,130	11.8
21 岐阜県	541	4.7	1,796	29.0	2,337	13.2
22 静岡県	888	4.4	3,073	28.8	3,961	12.8
23 愛知県	1,919	4.6	6,605	29.8	8,524	13.3
24 三重県	490	4.9	1,371	25.4	1,861	12.0
25 滋賀県	355	4.2	1,117	25.8	1,472	11.5
26 京都府	412	3.1	1,904	26.2	2,316	11.2
27 大阪府	1,874	4.0	8,008	31.6	9,882	13.8
28 兵庫県	827	2.7	4,231	26.1	5,058	10.9
29 奈良県	373	5.0	1,280	30.8	1,653	14.3
30 和歌山県	254	5.0	864	29.6	1,118	14.0
31 鳥取県	130	4.2	380	23.1	510	10.7
32 島根県	173	4.7	609	31.3	782	14.0
33 岡山県	454	4.3	1,403	24.8	1,857	11.4
34 広島県	644	4.2	1,985	24.6	2,629	11.2
35 山口県	211	2.9	909	23.5	1,120	10.1
36 徳島県	105	2.7	538	25.5	643	10.8
37 香川県	141	2.6	829	28.8	970	11.7
38 愛媛県	166	2.3	896	22.4	1,062	9.4
39 高知県	180	4.9	622	31.3	802	14.2
40 福岡県	958	3.5	4,176	29.3	5,134	12.3
41 佐賀県	131	2.7	669	24.7	800	10.6
42 長崎県	184	2.4	1,034	24.7	1,218	10.4
43 熊本県	250	2.5	1,165	22.3	1,415	9.4
44 大分県	226	3.7	1,023	31.7	1,249	13.3
45 宮崎県	134	2.2	880	26.5	1,014	10.6
46 鹿児島県	237	2.6	1,335	27.4	1,572	11.2
47 沖縄県	416	4.2	1,539	30.4	1,955	13.1
合計	24,175	3.6	95,442	26.9	119,617	11.7
平成24年度	21,243	3.1	91,446	25.6	112,689	10.9

## 6.高等学校の不登校

### (6-1) 高等学校における理由別長期欠席者数

	在籍者数	理由別長期欠席者数				
		不登校	経済的理由	病気	その他	計
国立	9,966	41 0.41%	0 0.00%	30 0.30%	1 0.01%	72 0.72%
公立	2,293,026	43,179 1.88%	1,985 0.09%	8,291 0.36%	11,042 0.48%	64,497 2.81%
私立	1,021,780	12,435 1.22%	296 0.03%	4,473 0.44%	2,192 0.21%	19,396 1.90%
計	3,324,772	55,655 1.67%	2,281 0.07%	12,794 0.38%	13,235 0.40%	83,965 2.53%

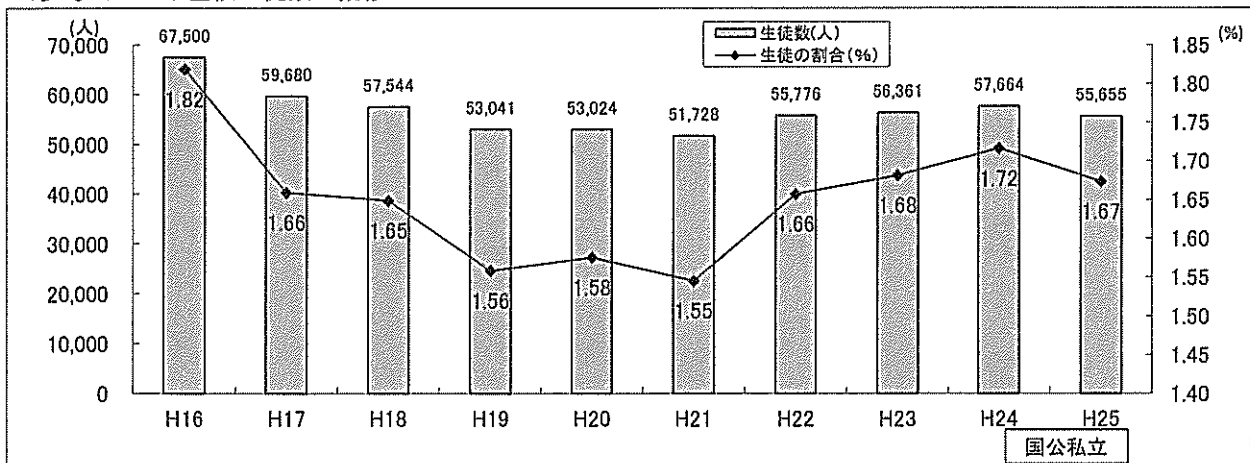
(注1) 年度間に連続又は断続して30日以上欠席した生徒のうち不登校を理由とする者について調査。不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること(ただし、病気や経済的理由によるものを除く。)をいう。

(注2) 在籍者数は、平成25年5月1日現在。

### <参考1> 高等学校における理由別長期欠席者数の推移(国公立)

年度	(A)在籍者数 (人)	理由別長期欠席者数									
		不登校		経済的理由		病気		その他		計	
		(B)生徒数 カッコ内 (B/A×100) (%)	増減率 (%)	(B)生徒数 カッコ内 (B/A×100) (%)	増減率 (%)	(B)生徒数 カッコ内 (B/A×100) (%)	増減率 (%)	(B)生徒数 カッコ内 (B/A×100) (%)	増減率 (%)	(B)生徒数 カッコ内 (B/A×100) (%)	増減率 (%)
16年度	3,711,062	67,500 (1.82)	—	4,459 (0.12)	—	15,811 (0.43)	—	22,517 (0.61)	—	110,287 (2.97)	—
17年度	3,596,820	59,680 (1.66)	▲ 11.6	4,078 (0.11)	▲ 8.5	16,170 (0.45)	2.3	27,754 (0.77)	23.3	107,682 (2.99)	▲ 2.4
18年度	3,489,545	57,544 (1.65)	▲ 3.6	3,755 (0.11)	▲ 7.9	17,194 (0.49)	6.3	28,122 (0.81)	1.3	106,615 (3.06)	▲ 1.0
19年度	3,403,076	53,041 (1.56)	▲ 7.8	3,396 (0.10)	▲ 9.6	16,658 (0.49)	▲ 3.1	27,043 (0.79)	▲ 3.8	100,138 (2.94)	▲ 6.1
20年度	3,365,558	53,024 (1.58)	▲ 0.0	2,736 (0.08)	▲ 19.4	15,254 (0.45)	▲ 8.4	23,584 (0.70)	▲ 12.8	94,598 (2.81)	▲ 5.5
21年度	3,346,981	51,728 (1.55)	▲ 2.4	2,628 (0.08)	▲ 3.9	13,666 (0.41)	▲ 10.4	16,316 (0.49)	▲ 30.8	84,338 (2.52)	▲ 10.8
22年度	3,364,983	55,776 (1.66)	7.8	2,278 (0.07)	▲ 13.3	14,010 (0.42)	2.5	15,724 (0.47)	▲ 3.6	87,788 (2.61)	4.1
23年度	3,351,367	56,361 (1.68)	1.0	2,464 (0.07)	8.2	13,277 (0.40)	▲ 5.2	14,424 (0.43)	▲ 8.3	86,526 (2.58)	▲ 1.4
24年度	3,359,424	57,664 (1.72)	2.3	2,405 (0.07)	▲ 2.4	12,457 (0.37)	▲ 6.2	13,357 (0.40)	▲ 7.4	85,883 (2.56)	▲ 0.7
25年度	3,324,772	55,655 (1.67)	▲ 3.5	2,281 (0.07)	▲ 5.2	12,794 (0.38)	2.7	13,235 (0.40)	▲ 0.9	83,965 (2.53)	▲ 2.2

### <参考2> 不登校生徒数の推移



(6-2) 不登校生徒の在籍学校数

区 分	学校総数 (A) (校)	30日以上欠席者	
		不登校生徒在 籍学校数(B) (校)	比率 (%) (B/A×100)
国立	全日制	19	68.4
	定時制	0	0.0
	合計	19	68.4
公立	全日制	3,506	85.9
	定時制	639	80.8
	合計	4,145	85.1
私立	全日制	1,332	77.3
	定時制	30	30.0
	合計	1,362	76.3
計	全日制	4,857	83.5
	定時制	669	78.5
	合計	5,526	82.9

(注) 学校総数は、全定併置校は全日制、定時制をそれぞれ1校(計2校)として計上し、学校基本調査の数値と一致しない。

(6-3) 課程・学年別不登校生徒数

①【国立】 (人)

	全日制		定時制		計	
	不登校生徒数	(%)	不登校生徒数	(%)	不登校生徒数	(%)
1年生	16	0.5	0	0.0	16	0.5
2年生	13	0.4	0	0.0	13	0.4
3年生	11	0.4	0	0.0	11	0.4
4年生	-	-	0	0.0	0	0.0
単位制	1	0.1	0	0.0	1	0.1
計	41	0.4	0	0.0	41	0.4

②【公立】 (人)

	全日制		定時制		計	
	不登校生徒数	(%)	不登校生徒数	(%)	不登校生徒数	(%)
1年生	8,593	1.3	1,571	14.2	10,164	1.6
2年生	7,354	1.2	888	10.0	8,242	1.3
3年生	4,782	0.8	862	10.4	5,644	0.9
4年生	-	-	590	8.1	590	8.1
単位制	4,532	1.5	14,007	20.6	18,539	5.0
計	25,261	1.2	17,918	17.3	43,179	1.9

③【私立】 (人)

	全日制		定時制		計	
	不登校生徒数	(%)	不登校生徒数	(%)	不登校生徒数	(%)
1年生	4,737	1.4	9	1.9	4,746	1.4
2年生	4,026	1.2	6	1.2	4,032	1.2
3年生	2,671	0.8	5	1.1	2,676	0.8
4年生	-	-	0	0.0	0	0.0
単位制	908	7.1	73	4.7	981	6.9
計	12,342	1.2	93	3.0	12,435	1.2



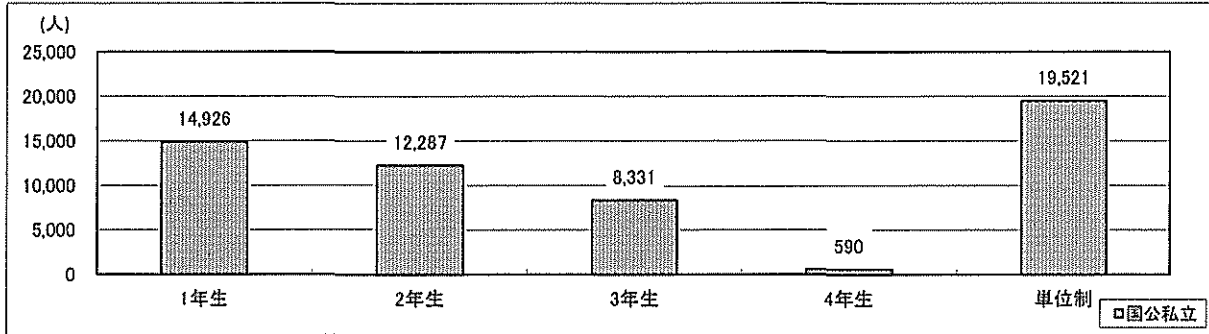
④【合計】

(人)

	全日制		定時制		計	
	不登校生徒数	(%)	不登校生徒数	(%)	不登校生徒数	(%)
1年生	13,346	1.3	1,580	13.7	14,926	1.5
2年生	11,393	1.2	894	9.5	12,287	1.2
3年生	7,464	0.8	867	9.9	8,331	0.9
4年生	-	-	590	7.9	590	7.9
単位制	5,441	1.7	14,080	20.3	19,521	5.0
計	37,644	1.2	18,011	16.9	55,655	1.7

(注) (%)は、全生徒数に占める不登校生徒数の割合。

<参考3> 学年別不登校生徒数のグラフ



(6-4) 不登校生徒のうち中途退学・原級留置になった生徒数

(人)

		国立	公立	私立	計
中途退学	不登校生徒数(A)	41	43,179	12,435	55,655
	不登校生徒のうち中途退学に至った者(B)	6	13,015	3,433	16,454
	(B) / (A) (%)	14.6	30.1	27.6	29.6
原級留置	不登校生徒数(A)	41	43,179	12,435	55,655
	不登校生徒のうち原級留置になった者(B)	9	3,962	808	4,779
	(B) / (A) (%)	22.0	9.2	6.5	8.6

(6-5) 不登校状態が前年度から継続している生徒数

①【国立】

区分	1年生	2年生	3年生	4年生	単位制	計
(A)平成25年度不登校生徒数(人)	16	13	11	0	1	41
(B)うち24年度から継続(人)	11	4	9	0	1	25
比率(B/A×100)(%)	68.8	30.8	81.8	0.0	100.0	61.0

②【公立】

区分	1年生	2年生	3年生	4年生	単位制	計
(A)平成25年度不登校生徒数(人)	10,164	8,242	5,644	590	18,539	43,179
(B)うち24年度から継続(人)	2,374	2,638	2,402	409	9,486	17,309
比率(B/A×100)(%)	23.4	32.0	42.6	69.3	51.2	40.1

③【私立】

区分	1年生	2年生	3年生	4年生	単位制	計
(A)平成25年度不登校生徒数(人)	4,746	4,032	2,676	0	981	12,435
(B)うち24年度から継続(人)	1,903	1,885	1,438	0	612	5,838
比率(B/A×100)(%)	40.1	46.8	53.7	0.0	62.4	46.9

④【合計】

区分	1年生	2年生	3年生	4年生	単位制	計
(A)平成25年度不登校生徒数(人)	14,926	12,287	8,331	590	19,521	55,655
(B)うち24年度から継続(人)	4,288	4,527	3,849	409	10,099	23,172
比率(B/A×100)(%)	28.7	36.8	46.2	69.3	51.7	41.6

(6-6) 不登校になったきっかけと考えられる状況

	区分	全日制		定時制		合計		
		人数	構成比(%)	人数	構成比(%)	人数	構成比(%)	
学校に係る状況	いじめ	国立	0	0.0	0	0.0	0	0.0
		公立	106	0.4	27	0.2	133	0.3
		私立	44	0.4	1	1.1	45	0.4
		計	150	0.4	28	0.2	178	0.3
	いじめを除く友人関係をめぐる問題	国立	1	2.4	0	0.0	1	2.4
		公立	2,633	10.4	960	5.4	3,593	8.3
		私立	1,225	9.9	1	1.1	1,226	9.9
	計	3,859	10.3	961	5.3	4,820	8.7	
	教職員との関係をめぐる問題	国立	0	0.0	0	0.0	0	0.0
		公立	182	0.7	54	0.3	236	0.5
私立		109	0.9	0	0.0	109	0.9	
計	281	0.8	54	0.3	345	0.6		
学業の不振	国立	4	9.8	0	0.0	4	9.8	
	公立	2,532	10.0	812	4.5	3,344	7.7	
	私立	831	6.7	1	1.1	832	6.7	
計	3,367	8.9	813	4.5	4,180	7.5		
進路にかかる不安	国立	1	2.4	0	0.0	1	2.4	
	公立	1,258	5.0	242	1.4	1,500	3.5	
	私立	457	3.7	0	0.0	457	3.7	
計	1,716	4.6	242	1.3	1,958	3.5		
クラブ活動、部活動等への不応	国立	1	2.4	0	0.0	1	2.4	
	公立	479	1.9	49	0.3	528	1.2	
	私立	265	2.1	0	0.0	265	2.1	
計	745	2.0	49	0.3	794	1.4		
学校のきまり等をめぐる問題	国立	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	公立	607	2.4	173	1.0	780	1.8	
	私立	318	2.6	1	1.1	319	2.6	
計	925	2.5	174	1.0	1,099	2.0		
入学、転編入学、進級時の不応	国立	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	公立	1,549	6.1	619	3.5	2,168	5.0	
	私立	643	5.2	4	4.3	647	5.2	
計	2,192	5.8	623	3.5	2,815	5.1		
家庭に係る状況	家庭の生活環境の急激な変化	国立	0	0.0	0	0.0	0	0.0
		公立	710	2.8	544	3.0	1,254	2.9
		私立	333	2.7	5	5.4	338	2.7
	計	1,043	2.8	549	3.0	1,592	2.9	
	親子関係をめぐる問題	国立	3	7.3	0	0.0	3	7.3
		公立	1,487	5.9	495	2.8	1,982	4.6
		私立	649	5.3	4	4.3	653	5.3
	計	2,139	5.7	499	2.8	2,638	4.7	
	家庭内の不和	国立	2	4.9	0	0.0	2	4.9
		公立	609	2.4	315	1.8	924	2.1
私立		324	2.6	2	2.2	326	2.6	
計	935	2.5	317	1.8	1,252	2.2		
本人に係る状況	病気による欠席	国立	7	17.1	0	0.0	7	17.1
		公立	2,044	8.1	859	4.8	2,902	6.7
		私立	1,450	11.7	7	7.5	1,457	11.7
	計	3,501	9.3	865	4.8	4,366	7.8	
	あそび・非行	国立	0	0.0	0	0.0	0	0.0
		公立	2,472	9.8	3,560	19.9	6,032	14.0
		私立	776	6.3	11	11.8	787	6.3
	計	3,248	8.6	3,571	19.8	6,819	12.3	
	無気力	国立	9	22.0	0	0.0	9	22.0
		公立	7,706	30.5	6,285	35.1	13,991	32.4
私立		2,842	23.0	39	41.9	2,881	23.2	
計	10,557	28.0	6,324	35.1	16,881	30.3		
不安など情緒的混乱	国立	18	43.9	0	0.0	18	43.9	
	公立	4,353	17.2	1,989	11.1	6,341	14.7	
	私立	2,800	22.7	15	16.1	2,815	22.6	
計	7,171	19.0	2,003	11.1	9,174	16.5		
意図的な拒否	国立	1	2.4	0	0.0	1	2.4	
	公立	1,258	5.0	1,175	6.6	2,433	5.6	
	私立	379	3.1	3	3.2	382	3.1	
計	1,638	4.4	1,178	6.5	2,816	5.1		
上記「病気による欠席」から「意図的な拒否」までのいずれにも該当しない、本人に関わる問題	国立	1	2.4	0	0.0	1	2.4	
	公立	677	2.7	1,169	6.5	1,846	4.3	
	私立	508	4.1	5	5.4	513	4.1	
計	1,186	3.2	1,174	6.5	2,360	4.2		
その他	国立	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	公立	282	1.1	711	4.0	993	2.3	
	私立	194	1.6	0	0.0	194	1.6	
計	476	1.3	711	3.9	1,187	2.1		
不明	国立	4	9.8	0	0.0	4	9.8	
	公立	375	1.5	697	3.9	1,072	2.5	
	私立	461	3.7	0	0.0	461	3.7	
計	840	2.2	697	3.9	1,537	2.8		

(注1) 複数回答可とする。

(注2) 構成比は、各区分における不登校生徒数に対する割合。

(6-7) 不登校生徒への指導結果状況

①全日制・定時制

区分		全日制				定時制			
				うち、単位制				うち、単位制	
		人数	構成比(%)	人数	構成比(%)	人数	構成比(%)	人数	構成比(%)
指導の結果登校する又はできるようになった生徒	国立	16	39.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	公立	8,673	34.3	1,291	28.5	5,144	28.7	3,646	26.0
	私立	5,179	42.0	328	36.1	44	47.3	34	46.6
	計	13,868	36.8	1,619	29.8	5,188	28.8	3,680	26.1
指導中の生徒	国立	25	61.0	1	100.0	0	0.0	0	0.0
	公立	16,588	65.7	3,241	71.5	12,774	71.3	10,361	74.0
	私立	7,163	58.0	580	63.9	49	52.7	39	53.4
	計	23,776	63.2	3,822	70.2	12,823	71.2	10,400	73.9
うち継続した登校には至らないものの好ましい変化がみられるようになった生徒	国立	3	7.3	1	100.0	0	0.0	0	0.0
	公立	2,449	9.7	486	10.7	1,962	10.9	1,625	11.6
	私立	1,308	10.6	181	19.9	8	8.6	8	11.0
	計	3,760	10.0	668	12.3	1,970	10.9	1,633	11.6

(注)構成比は、各区分における不登校生徒数に対する割合。

②合計

区分		計			
				うち、単位制	
		人数	構成比(%)	人数	構成比(%)
指導の結果登校する又はできるようになった生徒	国立	16	39.0	0	0.0
	公立	13,817	32.0	4,937	26.6
	私立	5,223	42.0	362	36.9
	計	19,056	34.2	5,299	27.1
指導中の生徒	国立	25	61.0	1	100.0
	公立	29,362	68.0	13,602	73.4
	私立	7,212	58.0	619	63.1
	計	36,599	65.8	14,222	72.9
うち継続した登校には至らないものの好ましい変化がみられるようになった生徒	国立	3	7.3	1	100.0
	公立	4,411	10.2	2,111	11.4
	私立	1,316	10.6	189	19.3
	計	5,730	10.3	2,301	11.8

(注)構成比は、各区分における不登校生徒数に対する割合。

## (6-8) 「指導の結果登校する又はできるようになった生徒」に特に効果のあった学校の措置

## ①全日制

区分	全日制									
	全日制				うち、単位制					
	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	計		
学校内での指導の改善工夫	不登校の問題について、研修会や事例研究会を通じて全教師の共通理解を図った。	0 校 0.0 %	506 校 16.8 %	169 校 16.4 %	675 校 16.6 %	0 校 0.0 %	64 校 13.6 %	7 校 26.9 %	71 校 14.3 %	
	全ての教師が当該生徒に触れ合いを多くするなどして学校全体で指導にあたった。	4 校 30.8 %	615 校 20.4 %	240 校 23.3 %	859 校 21.2 %	0 校 0.0 %	78 校 16.6 %	7 校 26.9 %	85 校 17.1 %	
	教育相談担当の教師が専門的に指導にあたった。	0 校 0.0 %	596 校 19.8 %	187 校 18.2 %	783 校 19.3 %	0 校 0.0 %	97 校 20.7 %	8 校 30.8 %	105 校 21.2 %	
	養護教諭が専門的に指導にあたった。	2 校 15.4 %	733 校 24.3 %	266 校 25.8 %	1,001 校 24.7 %	0 校 0.0 %	98 校 20.9 %	9 校 34.6 %	107 校 21.6 %	
	スクールカウンセラー等が専門的に指導にあたった。	2 校 15.4 %	1,055 校 35.0 %	425 校 41.3 %	1,482 校 36.5 %	0 校 0.0 %	155 校 33.0 %	13 校 50.0 %	168 校 33.9 %	
	友人関係を改善するための指導を行った。	0 校 0.0 %	648 校 21.5 %	287 校 27.9 %	935 校 23.1 %	0 校 0.0 %	89 校 19.0 %	10 校 38.5 %	99 校 20.0 %	
	教師との触れ合いを多くするなど、教師との関係を改善した。	2 校 15.4 %	655 校 21.7 %	268 校 26.0 %	925 校 22.8 %	0 校 0.0 %	94 校 20.0 %	11 校 42.3 %	105 校 21.2 %	
	授業方法の改善、個別の指導など授業がわかるようにする工夫を行った。	0 校 0.0 %	301 校 10.0 %	136 校 13.2 %	437 校 10.8 %	0 校 0.0 %	44 校 9.4 %	5 校 19.2 %	49 校 9.9 %	
	様々な活動の場において本人が意欲を持って活動できる場を用意した。	1 校 7.7 %	420 校 13.9 %	193 校 18.7 %	614 校 15.1 %	0 校 0.0 %	58 校 12.4 %	6 校 23.1 %	64 校 12.9 %	
	保健室等特別の場所に登校させて指導にあたった。	1 校 7.7 %	654 校 21.7 %	324 校 31.5 %	979 校 24.1 %	0 校 0.0 %	106 校 22.6 %	10 校 38.5 %	116 校 23.4 %	
家庭への働きかけ	登校を促すため、電話をかけた後迎えに行くなどした。	0 校 0.0 %	1,227 校 40.7 %	511 校 49.6 %	1,738 校 42.9 %	0 校 0.0 %	157 校 33.5 %	16 校 61.5 %	173 校 34.9 %	
	家庭訪問を行い、学業や生活面での相談に乗るなど様々な指導・援助を行った。	0 校 0.0 %	1,199 校 39.8 %	449 校 43.6 %	1,648 校 40.6 %	0 校 0.0 %	168 校 35.8 %	15 校 57.7 %	183 校 36.9 %	
	保護者の協力を求めて、家族関係や家庭生活の改善を図った。	3 校 23.1 %	1,145 校 38.0 %	494 校 48.0 %	1,642 校 40.5 %	0 校 0.0 %	158 校 33.7 %	16 校 61.5 %	174 校 35.1 %	
他の機関との連携	教育相談センター等の相談機関と連携して指導にあたった。	1 校 7.7 %	223 校 7.4 %	78 校 7.6 %	302 校 7.4 %	0 校 0.0 %	36 校 7.7 %	4 校 15.4 %	40 校 8.1 %	
	病院等の医療機関と連携して指導にあたった。	1 校 7.7 %	466 校 15.5 %	193 校 18.7 %	660 校 16.3 %	0 校 0.0 %	61 校 13.0 %	7 校 26.9 %	68 校 13.7 %	
その他	0 校 0.0 %	113 校 3.8 %	44 校 4.3 %	157 校 3.9 %	0 校 0.0 %	20 校 4.3 %	3 校 11.5 %	23 校 4.6 %		
不登校生徒在籍学校数	13 校 100.0 %	3,012 校 100.0 %	1,030 校 100.0 %	4,055 校 100.0 %	1 校 100.0 %	469 校 100.0 %	26 校 100.0 %	496 校 100.0 %		

(注1) 複数回答可とする。

(注2) パーセンテージは各区分における不登校生徒在籍学校数に対する割合。

## (6-8)「指導の結果登校する又はできるようになった生徒」に特に効果のあった学校の措置

## ②定時制

区分	定時制								
	計				うち、単位制				計
	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	計	
学校内での指導の改善工夫	不登校の問題について、研修会や事例研究会を通じて全教師の共通理解を図った。	0校 0.0%	127校 24.6%	2校 22.2%	129校 24.6%	0校 0.0%	83校 31.9%	2校 40.0%	85校 32.1%
	全ての教師が当該生徒に接触機会を多くするなどして学校全体で指導にあたった。	0校 0.0%	196校 38.0%	4校 44.4%	200校 38.1%	0校 0.0%	102校 39.2%	3校 60.0%	105校 39.6%
	教育相談担当の教師が専門的に指導にあたった。	0校 0.0%	86校 16.7%	1校 11.1%	87校 16.6%	0校 0.0%	59校 22.7%	1校 20.0%	60校 22.6%
	養護教諭が専門的に指導にあたった。	0校 0.0%	145校 28.1%	3校 33.3%	148校 28.2%	0校 0.0%	79校 30.4%	3校 60.0%	82校 30.9%
	スクールカウンセラー等が専門的に指導にあたった。	0校 0.0%	184校 35.7%	3校 33.3%	187校 35.6%	0校 0.0%	115校 44.2%	2校 40.0%	117校 44.2%
	友人関係を改善するための指導を行った。	0校 0.0%	126校 24.4%	1校 11.1%	127校 24.2%	0校 0.0%	83校 31.9%	1校 20.0%	84校 31.7%
	教師との接触機会を多くするなど、教師との関係を改善した。	0校 0.0%	179校 34.7%	4校 44.4%	183校 34.9%	0校 0.0%	108校 41.5%	3校 60.0%	111校 41.9%
	授業方法の改善、個別の指導など授業がわかるようにする工夫を行った。	0校 0.0%	80校 15.5%	0校 0.0%	80校 15.2%	0校 0.0%	46校 17.7%	0校 0.0%	46校 17.4%
	様々な活動の場において本人が意欲を持って活動できる場を用意した。	0校 0.0%	98校 19.0%	2校 22.2%	100校 19.0%	0校 0.0%	62校 23.8%	2校 40.0%	64校 24.2%
	保健室等特別の場所に登校させて指導にあたった。	0校 0.0%	68校 13.2%	1校 11.1%	69校 13.1%	0校 0.0%	44校 16.9%	1校 20.0%	45校 17.0%
家庭への働きかけ	登校を促すため、電話をかけたリ迎えに行くなどした。	0校 0.0%	287校 55.6%	3校 33.3%	290校 55.2%	0校 0.0%	151校 58.1%	2校 40.0%	153校 57.7%
	家庭訪問を行い、学業や生活面での相談に乗るなど様々な指導・援助を行った。	0校 0.0%	206校 39.9%	2校 22.2%	208校 39.6%	0校 0.0%	112校 43.1%	2校 40.0%	114校 43.0%
	保護者の協力を求めて、家族関係や家庭生活の改善を図った。	0校 0.0%	211校 40.9%	3校 33.3%	214校 40.8%	0校 0.0%	127校 48.8%	2校 40.0%	129校 48.7%
他の機関との連携	教育相談センター等の相談機関と連携して指導にあたった。	0校 0.0%	47校 9.1%	1校 11.1%	48校 9.1%	0校 0.0%	33校 12.7%	1校 20.0%	34校 12.8%
	病院等の医療機関と連携して指導にあたった。	0校 0.0%	55校 10.7%	0校 0.0%	55校 10.5%	0校 0.0%	43校 16.5%	0校 0.0%	43校 16.2%
その他	0校 0.0%	25校 4.8%	1校 11.1%	26校 5.0%	0校 0.0%	20校 7.7%	1校 20.0%	21校 7.9%	
不登校児童生徒在籍学校数	0校 0.0%	516校 100.0%	9校 100.0%	525校 100.0%	0校 0.0%	260校 100.0%	5校 100.0%	265校 100.0%	

(注1)複数回答可とする。

(注2)パーセンテージは各区分における不登校児童生徒在籍学校数に対する割合。

## (6-8)「指導の結果登校する又はできるようになった生徒」に特に効果のあった学校の措置

## ③合計

区分	計									
					うち、単位制					
	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	計		
学校内での指導の改善工夫	不登校の問題について、研修会や事例研究会を通じて全教師の共通理解を図った。	0 校 0.0 %	633 校 17.9 %	171 校 16.5 %	804 校 17.6 %	0 校 0.0 %	147 校 20.2 %	9 校 29.0 %	156 校 20.5 %	
	全ての教師が当該生徒に触れ合いを多くするなどして学校全体で指導にあたった。	4 校 30.8 %	811 校 23.0 %	244 校 23.5 %	1,059 校 23.1 %	0 校 0.0 %	180 校 24.7 %	10 校 32.3 %	190 校 25.0 %	
	教育相談担当の教師が専門的に指導にあたった。	0 校 0.0 %	682 校 19.3 %	188 校 18.1 %	870 校 19.0 %	0 校 0.0 %	156 校 21.4 %	9 校 29.0 %	165 校 21.7 %	
	養護教諭が専門的に指導にあたった。	2 校 15.4 %	878 校 24.9 %	269 校 25.9 %	1,149 校 25.1 %	0 校 0.0 %	177 校 24.3 %	12 校 38.7 %	189 校 24.8 %	
	スクールカウンセラー等が専門的に指導にあたった。	2 校 15.4 %	1,239 校 35.1 %	428 校 41.2 %	1,669 校 36.4 %	0 校 0.0 %	270 校 37.0 %	15 校 48.4 %	285 校 37.5 %	
	友人関係を改善するための指導を行った。	0 校 0.0 %	774 校 21.9 %	288 校 27.7 %	1,062 校 23.2 %	0 校 0.0 %	172 校 23.6 %	11 校 35.5 %	183 校 24.0 %	
	教師との触れ合いを多くするなど、教師との関係を改善した。	2 校 15.4 %	834 校 23.6 %	272 校 26.2 %	1,108 校 24.2 %	0 校 0.0 %	202 校 27.7 %	14 校 45.2 %	216 校 28.4 %	
	授業方法の改善、個別の指導など授業がわかるようにする工夫を行った。	0 校 0.0 %	381 校 10.8 %	136 校 13.1 %	517 校 11.3 %	0 校 0.0 %	90 校 12.3 %	5 校 16.1 %	95 校 12.5 %	
	様々な活動の場面において本人が意欲を持って活動できる場を用意した。	1 校 7.7 %	518 校 14.7 %	195 校 18.8 %	714 校 15.6 %	0 校 0.0 %	120 校 16.5 %	8 校 25.8 %	128 校 16.8 %	
	保健室等特別の場所に登校させて指導にあたった。	1 校 7.7 %	722 校 20.5 %	325 校 31.3 %	1,048 校 22.9 %	0 校 0.0 %	150 校 20.6 %	11 校 35.5 %	161 校 21.2 %	
家庭への働きかけ	登校を促すため、電話をかけた後迎えに行くなどした。	0 校 0.0 %	1,514 校 42.9 %	514 校 49.5 %	2,028 校 44.3 %	0 校 0.0 %	308 校 42.2 %	18 校 58.1 %	326 校 42.8 %	
	家庭訪問を行い、学業や生活面での相談に乗るなど様々な指導・援助を行った。	0 校 0.0 %	1,405 校 39.8 %	451 校 43.4 %	1,856 校 40.5 %	0 校 0.0 %	280 校 38.4 %	17 校 54.8 %	297 校 39.0 %	
	保護者の協力を求めて、家族関係や家庭生活の改善を図った。	3 校 23.1 %	1,356 校 38.4 %	497 校 47.8 %	1,856 校 40.5 %	0 校 0.0 %	285 校 39.1 %	18 校 58.1 %	303 校 39.8 %	
他の機関との連携	教育相談センター等の相談機関と連携して指導にあたった。	1 校 7.7 %	270 校 7.7 %	79 校 7.6 %	350 校 7.6 %	0 校 0.0 %	69 校 9.5 %	5 校 16.1 %	74 校 9.7 %	
	病院等の医療機関と連携して指導にあたった。	1 校 7.7 %	521 校 14.8 %	193 校 18.6 %	715 校 15.6 %	0 校 0.0 %	104 校 14.3 %	7 校 22.6 %	111 校 14.6 %	
その他	0 校 0.0 %	138 校 3.9 %	45 校 4.3 %	183 校 4.0 %	0 校 0.0 %	40 校 5.5 %	4 校 12.9 %	44 校 5.8 %		
不登校児童生徒在籍学校数	13 校 100.0 %	3,528 校 100.0 %	1,039 校 100.0 %	4,580 校 100.0 %	1 校 100.0 %	729 校 100.0 %	31 校 100.0 %	761 校 100.0 %		

(注1)複数回答可とする。

(注2)パーセンテージは各区分における不登校児童生徒在籍学校数に対する割合。



(6-9) 相談・指導等を受けた学校内外の機関等及び指導要録上出席扱いとした生徒数、通学定期乗車券制度の適用を受けた生徒数

①全日制・定時制別

区分	全日制					定時制				
	学校内外の機関等での相談・指導等を受けた人数					学校内外の機関等での相談・指導等を受けた人数				
	うち「指導要録上出席扱い」の措置をとった人数	うち「指導要録上出席扱い」の措置をとった学校数	うち通学定期乗車券制度適用人数			うち「指導要録上出席扱い」の措置をとった人数	うち「指導要録上出席扱い」の措置をとった学校数	うち通学定期乗車券制度適用人数		
学校外	①教育支援センター（適応指導教室）	国立	4	3	1	0	0	0	0	0
		公立	188	27	24	2	61	1	1	0
		私立	62	14	5	0	0	0	0	0
		計	254	44	30	2	61	1	1	0
	②教育委員会及び教育センター等教育委員会所管の機関（①を除く）	国立	0	0	0	0	0	0	0	0
		公立	298	15	13	0	47	2	2	0
		私立	32	3	2	0	0	0	0	0
		計	330	18	15	0	47	2	2	0
	③児童相談所・福祉事務所	国立	1	0	0	0	0	0	0	0
		公立	310	13	13	0	181	4	3	0
		私立	68	2	2	0	0	0	0	0
		計	379	15	15	0	181	4	3	0
	④保健所、精神保健福祉センター	国立	0	0	0	0	0	0	0	0
		公立	123	2	2	0	47	2	2	0
		私立	49	4	2	0	0	0	0	0
		計	172	6	4	0	47	2	2	0
	⑤病院、診療所	国立	14	0	0	0	0	0	0	0
		公立	3,458	71	41	6	648	1	1	0
		私立	1,611	90	23	0	6	0	0	0
計		5,083	161	64	6	654	1	1	0	
⑥民間団体、民間施設	国立	0	0	0	0	0	0	0	0	
	公立	195	5	5	0	58	1	1	0	
	私立	183	69	28	16	0	0	0	0	
	計	378	74	33	16	58	1	1	0	
⑦上記以外の機関等	国立	1	0	0	0	0	0	0	0	
	公立	153	2	2	0	99	0	0	0	
	私立	119	6	1	0	0	0	0	0	
	計	273	8	3	0	99	0	0	0	
(1) 上記①～⑦の機関等での相談・指導等を受けた者の実人数（措置をとった学校実数）	国立	17	3	1	0	0	0	0	0	
	公立	4,377	134	86	8	1,093	8	6	0	
	私立	2,088	188	57	16	6	0	0	0	
	計	6,482	325	144	24	1,099	8	6	0	
(2) 不明	国立	0	—	—	—	0	—	—	—	
	公立	1,685	—	—	—	2,860	—	—	—	
	私立	1,629	—	—	—	22	—	—	—	
	計	3,314	—	—	—	2,882	—	—	—	
学校内	⑧養護教諭による専門的な指導を受けた人数	国立	14	—	—	—	0	—	—	—
		公立	6,495	—	—	—	2,020	—	—	—
		私立	2,440	—	—	—	7	—	—	—
		計	8,949	—	—	—	2,027	—	—	—
⑨スクールカウンセラー、相談員等による専門的な相談を受けた人数	国立	27	—	—	—	0	—	—	—	
	公立	6,873	—	—	—	1,999	—	—	—	
	私立	3,710	—	—	—	20	—	—	—	
	計	10,610	—	—	—	2,019	—	—	—	
(3) 上記⑧、⑨による相談・指導等を受けた者の実人数	国立	27	—	—	—	0	—	—	—	
	公立	10,593	—	—	—	3,441	—	—	—	
	私立	5,323	—	—	—	27	—	—	—	
	計	15,943	—	—	—	3,468	—	—	—	
(4) 上記①～⑦、⑧、⑨による相談・指導等を受けていない人数	国立	6	—	—	—	0	—	—	—	
	公立	10,171	—	—	—	9,965	—	—	—	
	私立	4,044	—	—	—	20	—	—	—	
	計	14,221	—	—	—	9,985	—	—	—	

(注)1 ①～⑨については複数回答であり、(1)、(2)、(3)、(4)は実数。

(注)2 「不明」とは、学校外の機関等で相談・指導を受けているかどうか把握していない不登校生徒。

②合計

区分	計							
	学校内外の機関等での相談・指導等を受けた人数(A)							
	不登校児童生徒数における(A)の割合(%)	うち「指導要録上出席扱い」の措置をとった人数(B)	(B)／(A)	うち「指導要録上出席扱い」の措置をとった学校数	うち通学定期乗車券制度適用人数			
学校外	①教育支援センター（適応指導教室）	国立	4	9.8%	3	75.0%	1	0
		公立	249	0.6%	28	11.2%	26	2
		私立	62	0.5%	14	22.6%	5	0
		計	315	0.6%	45	14.3%	31	2
	②教育委員会及び教育センター等教育委員会所管の機関（①を除く）	国立	0	0.0%	0	0.0%	0	0
		公立	345	0.8%	17	4.9%	15	0
		私立	32	0.3%	3	9.4%	2	0
		計	377	0.7%	20	5.3%	17	0
	③児童相談所・福祉事務所	国立	1	2.4%	0	0.0%	0	0
		公立	491	1.1%	17	3.5%	16	0
		私立	68	0.5%	2	2.9%	2	0
		計	560	1.0%	19	3.4%	18	0
	④保健所，精神保健福祉センター	国立	0	0.0%	0	0.0%	0	0
		公立	170	0.4%	4	2.4%	4	0
		私立	49	0.4%	4	8.2%	2	0
		計	219	0.4%	8	3.7%	6	0
	⑤病院，診療所	国立	14	34.1%	0	0.0%	0	0
		公立	4,106	9.5%	72	1.8%	42	6
		私立	1,617	13.0%	90	5.6%	23	0
		計	5,737	10.3%	162	2.8%	65	6
	⑥民間団体，民間施設	国立	0	0.0%	0	0.0%	0	0
		公立	253	0.6%	6	2.4%	6	0
		私立	183	1.5%	69	37.7%	28	16
		計	436	0.8%	75	17.2%	34	16
⑦上記以外の機関等	国立	1	2.4%	0	0.0%	0	0	
	公立	252	0.6%	2	0.8%	2	0	
	私立	119	1.0%	6	5.0%	1	0	
	計	372	0.7%	8	2.2%	3	0	
(1) 上記①～⑦の機関等での相談・指導等を受けた者の実人数（措置をとった学校実数）	国立	17	41.5%	3	17.6%	1	0	
	公立	5,470	12.7%	142	2.6%	92	8	
	私立	2,094	16.8%	186	9.0%	57	16	
	計	7,581	13.6%	333	4.4%	150	24	
(2) 不明	国立	0	0.0%	—	—	—	—	
	公立	4,545	10.5%	—	—	—	—	
	私立	1,651	13.3%	—	—	—	—	
	計	6,196	11.1%	—	—	—	—	
学校内	⑧養護教諭による専門的な指導を受けた人数	国立	14	34.1%	—	—	—	—
		公立	8,515	19.7%	—	—	—	—
		私立	2,447	19.7%	—	—	—	—
		計	10,976	19.7%	—	—	—	—
⑨スクールカウンセラー，相談員等による専門的な相談を受けた人数	国立	27	65.9%	—	—	—	—	
	公立	8,872	20.5%	—	—	—	—	
	私立	3,730	30.0%	—	—	—	—	
	計	12,629	22.7%	—	—	—	—	
(3) 上記⑧，⑨による相談・指導等を受けた者の実人数	国立	27	65.9%	—	—	—	—	
	公立	14,034	32.5%	—	—	—	—	
	私立	5,350	43.0%	—	—	—	—	
	計	19,411	34.9%	—	—	—	—	
(4) 上記①～⑦，⑧，⑨による相談・指導等を受けていない人数	国立	6	14.6%	—	—	—	—	
	公立	20,136	46.6%	—	—	—	—	
	私立	4,064	32.7%	—	—	—	—	
	計	24,206	43.5%	—	—	—	—	

(注)1 ①～⑨については複数回答であり、(1)、(2)、(3)、(4)は実数。

(注)2 「不明」とは、学校外の機関等で相談・指導を受けているかどうか把握していない不登校生徒。

(6-10) 都道府県別不登校生徒数 (国公立高等学校)、1,000人当たりの不登校生徒数

都道府県		不登校生徒数	1,000人当たりの 不登校生徒数
1	北海道	1,195	8.8
2	青森県	322	8.3
3	岩手県	534	14.8
4	宮城県	1,404	22.7
5	秋田県	363	13.1
6	山形県	472	14.6
7	福島県	620	11.2
8	茨城県	584	7.3
9	栃木県	1,004	18.3
10	群馬県	904	16.8
11	埼玉県	2,685	15.2
12	千葉県	3,248	21.5
13	東京都	4,781	15.2
14	神奈川県	3,877	19.0
15	新潟県	1,097	17.3
16	富山県	497	17.4
17	石川県	471	14.8
18	福井県	340	14.7
19	山梨県	224	8.4
20	長野県	674	11.4
21	岐阜県	689	12.2
22	静岡県	1,722	17.2
23	愛知県	2,261	11.6
24	三重県	970	19.4
25	滋賀県	1,002	25.8
26	京都府	1,001	14.1
27	大阪府	7,428	31.8
28	兵庫県	1,538	10.7
29	奈良県	438	11.5
30	和歌山県	483	16.9
31	鳥取県	258	16.6
32	島根県	389	20.4
33	岡山県	1,151	21.0
34	広島県	1,454	19.6
35	山口県	251	7.1
36	徳島県	149	7.4
37	香川県	249	9.7
38	愛媛県	357	9.4
39	高知県	400	20.0
40	福岡県	2,470	18.7
41	佐賀県	419	16.2
42	長崎県	672	16.4
43	熊本県	984	19.8
44	大分県	659	20.2
45	宮崎県	539	16.2
46	鹿児島県	985	20.7
47	沖縄県	1,441	30.3
合 計		55,655	16.7
平成 24 年 度		57,664	17.2